

平成27年6月17日
於：アルカディア市ヶ谷

第64回 定例総会 第121回 理事会

- 第1号議案 平成26年度事業報告
- 第2号議案 平成26年度決算報告ならびに監査報告
- 第3号議案 平成27年度事業計画案
- 第4号議案 平成27年度収支予算案
- 第5号議案 平成27年度第1次補正予算案
- 第6号議案 役員就任年齢にかかる会則の一部改正等
- 第7号議案 全専各連「職業実践専門課程」指針について
(理事会審議事項)

全国専修学校各種学校総連合会

目 次

第1号議案	平成26年度事業報告	P 1
1.	会議の開催 (P 1)	
2.	委員会活動 (P 7)	
3.	「7月11日職業教育の日」推進のための広報活動 (P 11)	
4.	留学生の受け入れの推進 (P 11)	
5.	課程別設置者別部会活動報告 (P 11)	
6.	分野別専門部会活動報告 (P 18)	
7.	第69回全国私立学校審議会連合会総会における決議報告について (P 23)	
第2号議案	平成26年度決算報告ならびに監査報告	P 24
第3号議案	平成27年度事業計画案	P 33
1.	運動方針 (P 33)	
2.	会議の開催 (P 37)	
3.	各委員会活動方針 (P 38)	
4.	広報活動の一層の推進 (P 41)	
5.	課程別設置者別部会活動方針 (P 41)	
6.	分野別専門部会活動方針概要 (P 47)	
※	平成27年度 年間主要会議日程 (P 51)	
第4号議案	平成27年度収支予算案	P 52
第5号議案	平成27年度第1次補正予算案	P 55
第6号議案	役員就任年齢にかかる会則の一部改正等	P 58
第7号議案	全専各連「職業実践専門課程」指針について (理事会審議事項)	P 67

第1号議案 平成26年度事業報告

平成26年度事業計画・収支予算に基づき、活発な活動を展開、専修学校及び各種学校の振興・社会的地位向上を目指して各事業を行った。

重点項目への対応として、「新学校種の創設」については、平成27年2月17日、平成26年度における「職業実践専門課程」の文部科学大臣による認定が告示され（295校、677学科）、全専門学校における「職業実践専門課程」の割合は前年度の認定と合わせ、673校（24%）、2,042学科（25%）となった（※）。

また、平成26年7月3日には、教育再生実行会議において「今後の学制等の在り方について（第五次提言）」が採択され、「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関を制度化」し、「高等教育における職業教育の体系を確立する」と明記されたことから、9月30日、文部科学省生涯学習政策局長、高等教育局長決定により設置された「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する有識者会議」に、全専各連から岡本比呂志副会長、川越宏樹常任理事が委員として参画した。平成27年3月には、「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の在り方について（審議のまとめ）」が報告、公表された。

「現行制度の充実・改善方策の実現」については、「専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議」に、全専各連から小林光俊会長、岡本比呂志副会長、川越宏樹常任理事、清水信一常任理事・全国高等専修学校協会会長、重里徳太理事が委員として、また、「学生への経済的支援の在り方に関する検討会」には、全専各連から中村徹常任理事が委員として参画。さらに、「専修学校生への経済的支援の在り方に関する検討会」には、全専各連から千葉茂常任理事、清水信一常任理事・全国高等専修学校協会会長が委員として参画した。

（※）平成26年度学校基本調査による（出典：文部科学省）

1. 会議の開催

（1）定例総会・理事会

＜第63回定例総会・第119回理事会（平成26年6月18日／アルカディア市ヶ谷）＞

以下の議案を審議し原案・提案のとおり承認された。

第1号議案 平成25年度事業報告

第2号議案 平成25年度決算報告ならびに監査報告

第3号議案 平成26年度事業計画案

第4号議案 平成26年度収支予算案

第5号議案 平成26年度第1次補正予算案

第6号議案 役員改選

＜第120回理事会（平成27年2月26日／アルカディア市ヶ谷）＞※全専協と合同開催

第1号議案 平成27年度事業計画原案

第2号議案 平成27年度収支予算原案

平成26年度事業中間報告

全専各連「職業実践専門課程」に係る手引書報告

組織委員会中間報告

（2）常任理事会

＜第4回常任理事会（平成26年6月18日／アルカディア市ヶ谷）＞

第63回定例総会・第119回理事会に提案する以下の議案を審議し、原案・提案のとおり承認された。

- 第1号議案 平成25年度事業報告
- 第2号議案 平成25年度決算報告ならびに監査報告
- 第3号議案 平成26年度事業計画案
- 第4号議案 平成26年度収支予算案
- 第5号議案 平成26年度第1次補正予算案
- 第6号議案 役員改選

<改選後第1回常任理事会（平成26年9月18日／アルカディア市ヶ谷）>

- 第1号議案 平成26・27年度副会長選任
- 第2号議案 平成26年度役員表彰

<改選後第2回常任理事会（平成27年2月26日／アルカディア市ヶ谷）>

- 第1号議案 平成27年度事業計画原案
- 第2号議案 平成27年度収支予算原案
- 平成26年度事業中間報告
- 全専各連「職業実践専門課程」に係る手引書報告
- 組織委員会中間報告

(3) 正副会長会議（全専協正副会長会議との合同会議として開催）

<第4回正副会長会議（平成26年6月3日／アルカディア市ヶ谷）>

- 全専各連総会（6月18日）・全専協総会（6月19日）への対応

<改選後第1回正副会長会議（平成27年2月12日／アルカディア市ヶ谷）>

- 全専各連・全専協理事会（2月26日）への対応

(4) 新学校制度創設推進本部（全専協と合同）

平成26年7月3日、「今後の学制等の在り方について（第五次提言）」が採択され、「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関を制度化」、「高等教育における職業教育の体系を確立する」と明記されたことを受けて、9月30日の文部科学省生涯学習政策局長、高等教育局長決定により設置された「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する有識者会議」に、全専各連から岡本比呂志副会長、川越宏樹常任理事が委員として参画した。

10月7日の第1回会議から合計12回の会議を経て、平成27年3月には「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の在り方について（審議のまとめ）」が報告、公表された。

なお、新学校制度創設推進本部会議開催状況は次の通り。

<第5回（平成26年4月22日／アルカディア市ヶ谷）>

- 職業実践専門課程の認定状況について

<改選後第1回（平成26年10月1日／アルカディア市ヶ谷）>

- 職業実践専門課程の認定状況について
- 今後の進め方について

<改選後第2回（平成26年12月17日／アルカディア市ヶ谷）>

- 専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議審議状況について
- 実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する有識者会議審議状況につ

いて

<改選後第3回（平成27年2月12日／アルカディア市ヶ谷）>

- 実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する有識者会議審議状況について
- 全専各連「職業実践専門課程」に係る手引書について

(5) 新学校制度創設推進本部WG（全専協と合同）

<改選後第1回（平成26年10月20日／アルカディア市ヶ谷）>

- 職業実践専門課程の質向上に関するガイドラインについて

<改選後第2回（平成26年12月5日／アルカディア市ヶ谷）>

- 職業実践専門課程の質向上等に向けた指針の方向性（手引書の冒頭文書）
- 実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する有識者会議における議論で指摘された主な論点に対する意見交換

<改選後第3回（平成27年1月19日／アルカディア市ヶ谷）>

- 全専各連「職業実践専門課程の質向上等に向けた指針」（案）について
- 「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する有識者会議」の状況と対応について

<改選後第4回（平成27年2月5日／アルカディア市ヶ谷）>

- 全専各連「職業実践専門課程の質向上等に向けた指針」（案）について
- 「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する有識者会議」の状況と対応について

(6) 都道府県協会等代表者会議

1 1月28日、東京・アルカディア市ヶ谷において開催。議題は以下のとおり。

- 文部科学省関連施策
実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の創設について、職業実践専門課程・平成27年度専修学校関係概算要求について、「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関」に関する有識者会議について
- 全専各連現況報告
「専修学校生の教育費負担軽減に向けた就学支援措置」に係る要望について、専修学校制度制定40周年記念事業について、自由民主党専修学校等振興議員連盟への要望活動、厚生労働省関連施策について（「専門実践教育訓練」等について）、平成26年度ブロック会議報告、平成26年度・27年度の主なスケジュール、教科「職業とキャリア」について

(7) 課程別設置者別部会代表者会議

<（平成26年12月3日／アルカディア市ヶ谷）>

全国学校法人立専門学校協会、全国個人立専修学校協会、全国高等専修学校協会、全国各種学校協会の代表者及び財務委員会と合同で開催。

- 課程別設置者別部会 平成26年度活動状況・活動予定・予算執行状況等
- 課程別設置者別部会 平成27年度活動方針

(8) ブロック会議

各ブロック主催会議として全国9ブロックにおいて以下のとおり開催された。(大会決議等を行ったブロックについて、決議事項・要望事項を掲載)

- ① **北海道ブロック会議(9月5日(木) 北海道・函館国際ホテル)**
- ② **東北ブロック会議(9月22日(月) 福島県・会津若松ワシントンホテル)**
- ③ **北関東信越ブロック会議(8月28日(木) 長野県・上田高砂殿)**

【大会決議】

今日、産業構造の変化やグローバル化に対応するため、経済発展の先導役となる産業分野等への人材移動を円滑に進めるとともに知識・技術・技能の高度化を図るための職業教育や職業訓練機会の充実が不可欠となっている。

専修学校各種学校は、社会の変化に対応して多様な職業教育を実施して各分野の専門的、技術的な知識及び技術を習得した人材を様々な産業界に送り出すとともに地域密着型の教育機関としての役割を果たしてきた。

そして、社会人がスキルアップを目指して学び直しするための教育機関として、専修学校各種学校に対する期待は高まっている。

本ブロック大会では、高等教育における職業実践的な教育に特化した新たな枠組みづくりに向けた先導的取組として本年4月スタートした「職業実践専門課程」の認定制度の社会的認知度の向上を図るとともに、職業教育の水準の向上や改善のための学校評価の取り組みや、社会に対して情報公開していくことの重要性を確認した。

よって、国及び県等の行政機関に対して、これまでの各種支援等の継続拡大を基調に、下記の事項を強く要望し、あわせて職業教育機関・生涯学習機関である会員校自らが人材育成の取り組みを社会に対して継続的に情報発信していくことを決議する。

1. 職業教育機関として社会のニーズに一層応えるよう、職業実践的な教育に特化した新たな高等教育機関創設を早期に実現すること。
2. 専修学校及び各種学校が教育機能を最大限出すことができるよう、他の学校種との制度的格差を是正するとともに同等の財政・税制面での公的支援を充実すること。特に学生生徒及び保護者の経済的負担を軽減して、多様な学習機会を保障するため、給付型奨学金制度の創設と授業料減免に対して支援すること。
3. 教育と学校運営の質の保証と向上を推進し、職業教育機関としての社会的責務を果たしていくため、「専修学校における学校評価ガイドライン」等に基づく学校評価の徹底や教育活動などの情報を正確かつ広く社会に発信していくよう努めること。

- ④ **南関東ブロック会議(10月24日(金) 埼玉県・浦和ロイヤルパインズホテル)**
- ⑤ **中部ブロック会議(8月28日、29日 三重県：ホテルグリーンパーク津)**

【大会宣言決議文】

中央教育審議会は平成23年1月に「職業実践的な教育に特化した枠組み」を答申しました。さらにこれを受けて平成25年8月に文部科学省は先導的試行として質の高いより実践的な職業教育を行う「職業実践専門課程」の文部科学大臣認定制度が創設されました。

平成25年度には既に一部の学校が認定され、さらに本年度も多くの学校が申請し認定を受けることが見込まれます。

私たちは「新学校種」創設の方向性並びに専修学校の発展につながることをより確実なものにするため、ここのその課題と検証を行う必要があります。

また、専修学校・各種学校の充実・改善策については「専修学校教育の振興方策等に関する調査研究協力者会議」が平成23年3月に取りまとめた調査研究報告において「社会の幅広いニーズに応える多様な学習機会の提供」や「教育の質向上等に向けた取り組みの推進」等、専修学校・各種学校が今後めざすべき方向性と対応方策が取りまとめられました。

中部七県ブロック協議会は、第59回定期大会の名において、わが国の職業教育を担う中核として、その社会的責任を自覚し、次のとおり宣言・決議する。

1. 学生・生徒の修学支援、経済的支援の充実を強く求める。
2. 「職業実践専門課程」認定制度が創設された今、その検証と課題を探り、さらなる拡大を図り、社会的価値をより一層高めていく。
3. 職業教育体系の構築による「高等教育の複線化」を一層推進する。
4. 教育の質保証を担保する自己点検・評価、学校関係者評価を通積極的に行い、専修学校・各種学校の価値を一層高める。
5. 実践的な能力を有する人材育成と地域産業界にその人材の供給を図る。
6. 公共職業能力開発施設と専修学校との競合について調整を図る。

⑥ 近畿ブロック会議（7月16日・滋賀県：琵琶湖ホテル）

⑦ 中国ブロック会議（7月10日・鳥取県：米子全日空ホテル）

【大会決議】

来年、2015年には専修学校制度創設40周年を迎えます。私たち中国ブロックの会員校はいずれも地域社会の発展と地域経済の活性化のために努力し、一定の成果を上げてきましたが、さらなる努力により、専修学校制度の改革に取り組まなければならない時を迎えています。

現在は、全ての中学卒業生が中等教育を受け、高校生の半数以上が大学・短期大学に進学する時代です。その中であって、専修学校各種学校へ2割近くの高卒卒業生が進学しているという実情は、専修学校各種学校が、日本の教育に占める役割の大きさ、また、職業教育を担う高等教育機関であることが広く認められてきた結果です。

2006年、教育基本法が改正され、第二条（教育の目標）第二項に「職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと」が明記されました。それを受けて、2011年1月の中央審議会答申「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」において、「今後の検討については、新たな学校種の制度を創設するという方策とともに、既存の高等教育機関において新たな枠組みの趣旨をいかしていく方策も検討することが望まれる」とされたことから、2013年7月12日、「専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議」は『「職業実践専門課程」の創設について～職業実践的な教育に特化した枠組みの趣旨をいかした先導的試行～』という報告書を発表し、2013年8月30日文部科学大臣告示「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程の施行について（通知）」が出された経緯は、皆さまご承知の通りです。今後は、職業実践専門課程を広く周知し、一刻も早く新たな学校種の制度が創設されるよう、切に願う次第です。

また、大学・短期大学に進学する生徒と比較して、専修学校各種学校へ進学する生徒の家庭の経済状況は厳しいことが予想されています。本年度、文部科学省は、専修学校生及び専修学校への進学希望者を対象に、その生活費等を調査して、経済的理由により就学を断念することなく安心して学べるよう、学生生活支援の在り方について検討することとしています。

早急に、専修学校生及び進学希望者に就学支援が実施されることを願っております。

政府は少子高齢社会を迎えた日本国内の「働き手」として外国人を受け入れています。現在、外国人技能実習制度の見直しをしていますが、その見直しの前に、すでに介護分野における介護福祉士などの国家資格を取得した外国人留学生の卒業後の国内における就労を可能とし、在留資格の拡充を早急に広範囲に行うことこそが必要です。

また、外国人技能実習制度の見直しにおいて、新たな対象職種として建設、介護などを掲げていますが、これらの職種では相当程度の日本語活用能力が要求されます。たとえ対象職種が拡大され、技能実習期間が延長されようと、日本語が理解できないようでは就労できないことは明白です。外国人技能実習生の来日後の日本語教育を、就労前に専修学校各種学校で実施されるよう強く望みます。

以上のことにより次の4点を決議いたします。

1. 「職業実践専門課程」認定制度の周知と職業教育に特化した新たな高等教育機関の創設
2. 専修学校生の教育費負担軽減に向けた就学支援措置として、授業料減免に対する国、地方公共団体の支援制度の創設
3. 国家資格を取得した外国人留学生の卒業後の国内における就労を可能とするため、在留資格の拡充を含む制度の早期実施
4. 外国人技能実習制度の見直しにおいて、来日後一定基準以上の技能と日本語教育を就労前に専修学校各種学校で実施

⑧ 四国ブロック会議（8月5日・香川県：リーガホテルゼスト高松）

⑨ 九州ブロック会議（7月24日～25日・大分県：別府杉乃井ホテル）

【大会宣言】

我が国の専修学校・各種学校は、未来の日本を担う人材を育成すべく、時代と社会のニーズに応える専門的な職業教育を実施しているところである。

日本の高等教育機関として大学を中心としたアカデミックラインとは別に職業教育を中心としたプロフェッショナルラインの強化による複線型教育の推進とともに専修学校・各種学校の果たす役割は、ますます重要な地位を占めるようになった。一方で我が国における少子化・18歳人口の激減・経済社会のグローバル化・情報化はいよいよ勢いを増しており、専修学校各種学校の形態そのものに関わる問題も生じている。従って、職業教育を担う中核的な教育機関としての専修・学校各種学校は経営の改善や、教育の質の向上に向けて更なる自己改革を図り、真に社会的責任を自覚しなければならない。

本日、この九州ブロック大会において、下記事項を行政当局並びに全国専修学校各種学校総連合会に対して強く要望するとともに、併せてそれぞれの九州ブロック会員校が課題の解決と社会的責任の遂行に向け努力することを宣言する。

1. 国、県等の行政機関への要望

- (1) 職業実践的な教育の中に、職業教育の強化、高等教育における複線化、学校教育法第1条に規定される職業教育に関する新たな高等教育機関の早期実現を求める。
- (2) 専修学校における職業実践専門課程の充実・推進を求める。
- (3) 意欲と能力のある専修学校生が経済的困窮により修学を断念することなく、安心して学べるよう、授業料減免等経済的支援が早期充実されることを求める。

2. 全国専修学校各種学校総連合会への要望

全専各連に地方の意見を反映させるために、全専各連役員、委員会委員等への九州ブロック内の人材登用を引き続き積極的に行うことを求める。

3. 九州ブロック内の会員校の課題、社会的責任の遂行に向けて

- (1) 各校の学校評価、自己点検及び自己評価に真摯に取り組み、教育内容及び教職員の資質向上を図るとともに、より魅力ある職業教育を実施する。
- (2) 職業教育機関として、若年者雇用対策や生涯学習環境の提供などにより地域社会へ積極的に貢献する。
- (3) アジアに近接した九州ブロックの地理的特性を活かし、国際社会で活躍し、我国の将来に貢献する視点を持った人材の育成と先を見通した学校経営に心がける。

(9) 事務担当者会議

4月18日、東京・アルカディア市ヶ谷においてTCE財団と共催で開催。全専各連の定例総会・理事会資料等をもとに、平成26年度事業計画や諸手続等の説明を行った。

2. 委員会活動

(1) 総務委員会

①会議の開催（※＝全専協総務運営委員会との合同委員会として開催）

<第8回（平成26年5月20日／アルカディア市ヶ谷）>※

- 定例総会（6月18日）への対応について
- 平成25年度事業報告・平成26年度事業計画案報告

<改選後第1回（平成26年10月7日／アルカディア市ヶ谷）>※

- 活動計画について

<改選後第2回（平成26年12月4日／アルカディア市ヶ谷）>※

- 平成27年度活動方針（骨子）の検討
- 平成26年度事業中間報告（概要）

<改選後第3回（平成27年1月26日／アルカディア市ヶ谷）>※

- 平成27年度運動方針原案（基本方針・重点目標）、事業計画原案の検討
- 全専各連・全専協理事会の運営

②担当別活動状況

i 激甚災害法対応

<東日本大震災からの復興を担う専門人材育成事業への対応>

5月9日付、文部科学省が公募した平成26年度専修学校関係事業のうち、「東日本大震災からの復興を担う専門人材育成支援事業」（専修学校関係事業）について、5月13日付で、各都道府県協会等事務局及び全専各連・全専協役員、分野別専門部会事務局へ情報提供を行い、会員校への周知協力を呼びかけた。

ii 振興策対応

<専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議への対応>

平成23年1月の中教審答申「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」では、質の向上に向けた専修学校の自主的な取り組みが指摘され、社会の要請に応える専修学校の質の保証・向上に関する調査研究を行うため、平成24年4月5日の文部科学省生涯学習政策局長決定により設置された「専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議」に、小林光俊会長、岡本比呂志副会長、川越宏樹常任理事、清水信一常任理事・全国高等専修学校協会会長、重里徳太理事が委員として参画した。

<学生への経済的支援の在り方に関する検討会への対応>

平成25年4月、文部科学省に、学生への経済的支援の在り方について総合的な検討を行う有識者検討会が設置され、全専各連からは中村徹常任理事が委員として参画した。平成25年8月30日に報告・公表された「学生への経済的支援の在り方について（中間まとめ）」をもとに、高等教育関係団体等のべ8団体からヒアリングを行い、平成26年8月29日、「学生への経済的支援の在り方について」が報告・公表された。

<専修学校生への経済的支援の在り方に関する検討会への対応>

平成26年4月、文部科学省に、専修学校生が経済的理由により修学を断念することなく安心して学べるよう、授業料等減免補助事業を含めた経済的支援の在り方について総合的な検討を行う有識者検討会が設置され、全専各連からは、千葉茂常任理事、清水信一常任理事・全国高等専修学校協会会長が委員として参画した。平成26年8月26日、「専修学校生への経済的支援の在り方について（中間まとめ）」が報告・公表された。

<大学等における社会人の実践的・専門的な学び直しプログラムに関する検討会への対応>

平成27年3月4日、「「学び続ける」社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について（第六次提言）」が採択され、社会人が職業に必要な能力や知識を高める機会を拡大するため、国は、大学等が提供する社会人や企業のニーズに応じた実践的・専門的な教育プログラムを認定し、奨励する仕組みを構築すべきと明記されたことを受けて、文部科学省に「大学等における社会人の実践的・専門的な学び直しプログラムに関する検討会」が設置され、全専各連では積極的に情報収集を行った。

<中央教育審議会生涯学習分科会、大学分科会への対応>

生涯学習・社会教育の振興や視聴覚教育に関する重要事項を調査審議する生涯学習分科会には全専各連から平田眞一理事が、また、大学・大学院教育の在り方や法科大学院教育の改善、認証評価機関の認証に関する審査等を審議する大学分科会に全専各連から千葉茂常任理事が参画した。

<専修学校生の教育費負担軽減に向けた就学支援措置の創設・拡充への対応>

4月28日付、専修学校生の教育費負担軽減に向けた就学支援措置の創設・拡充に係る要望として、都道府県協会等に対して、都道府県知事、議会あてに平成27年度予算陳情とあわせて専修学校教育の振興策の実現に関する要望書の提出を要請した。また、11月27日付で都道府県における要望活動について調査を行った（36都道府県が要望書を提出。）。

<成長分野等における中核的専門人材養成の戦略的推進事業への対応>

5月2日付、文部科学省が公募した平成26年度専修学校関係事業のうち、「成長分野等における中核的専門人材養成の戦略的推進事業」について、5月13日付で、各都道府県協会等事務局及び全専各連・全専協役員、分野別専門部会事務局へ情報提供を行い、会員校への周知協力を呼びかけた。

<日本学生支援機構の奨学金貸与事業への対応>

7月4日付、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校長宛に、奨学金事業の健全性確保のための取組の強化と情報公開について文書が発出された。全国9ブロックにおいて開催されたブロック会議において情報提供を行った。

<専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究事業への対応>

平成27年度専修学校関係事業のうち、「専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究事業」（専門学校生の授業料負担軽減事業）について、12月2日付で、各都道府県協会等事務局へ情報提供を行った。

<「奨学金」を活用した大学生等の地方定着の促進に関する要望について>

3月23日付、総務省・文部科学省の連携による平成27年度「地方大学を活用した雇用創出・若者定着プラン」に係る要望として、各都道府県協会等事務局及び全専各連・全専協役員に対して、都道府県知事及び各都道府県経済団体に対する要望書の提出を呼びかけた。

<私立大学等研究設備整備費等補助金・私立学校施設整備費補助金への対応>

3月24日付、文部科学省が平成27年度専修学校関係事業のうち、「私立大学等研究設備整備費等補助金」、「私立学校施設整備費補助金」について、各都道府県私立専修学校主管部課長に対して事業募集を通知した。3月25日付で、各都道府県協会等事務局及び全専各連役員、平成27年度全専各連・全専協主催予算説明会参加者へ情報提供を行い、会員校への周知協力を呼びかけた。

<文部科学省・厚生労働省 平成27年度関係予算説明会の実施>

全専協との共催で、平成27年3月11日に東京・アルカディア市ヶ谷において説明会を開催した（参加者数：119名）。

<職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進への対応>

私立専門学校等評価研究機構が文部科学省から受託した「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」事業に参画した。

<学生の職業的資質形成過程に関する国際比較調査への対応>

名古屋大学寺田盛紀教授（文部科学省調査研究協力者会議委員）を責任者として、日本のほかOECD加盟3カ国の共同調査として実施（専門学校の対象分野は商業実務分野を中心）され、専門学校の調査について全専各連に対して協力依頼があり、対象分野の会員校を複数校抽出して調査協力を要請した。

<ISO29990（非公式教育・訓練における学習サービス―サービス事業者向け基本的要求事項）への対応>

平成22年9月1日に発行された、学習サービス事業者向け国際規格の日本の国内審議団体であるJAMOTE（一般社団法人人材育成と教育サービス協議会）と、専修学校各種学校との連携・協力について調整を行った。ISO/TC232国内審議委員会語学学習規格分科会拡大委員会に全専各連から中島利郎副会長が国内審議委員会専門委員として参画した。

iii 厚生労働省対応

<ジョブ・カード制度推進への対応>

ジョブ・カードの見直しに係る論点、見直し後の活用方法等について議論する「キャリア・パスポート（仮称）構想研究会」が開催され、9月24日、「キャリア・パスポート（仮称）構想研究会中間とりまとめについて」が報告・公表された。また、「ジョブ・カード推進協議会」に全専各連から関口正雄常任理事が参画した。なお、「ジョブ・カード推進協議会」は所管を内閣府から厚生労働省に移管した。

<雇用保険法改正により拡充された教育訓練給付制度説明会の実施>

全専協とTCE財団との共催で、平成26年6月5日に東京・アルカディア市ヶ谷において雇用保険法改正により拡充された教育訓練給付制度説明会を開催。また、TCE財団主催、管理者研修会において、教育訓練給付「専門実践教育訓練」の申請、創設の経緯、指定基準のポイント、審査後の留意点などについて説明を行った。

<教育訓練給付「専門実践教育訓練」への対応>

雇用保険法改正により拡充された教育訓練給付制度における「専門実践教育訓練」の指定講座・状況等について、各都道府県協会等事務局及び全専各連・全専協役員に対して情報提供を行った。

＜中央訓練協議会への対応＞

新規成長、雇用吸収が見込まれる産業分野における人材ニーズを踏まえ、職業訓練の重点分野及び実施規模、人材定着・能力発揮ができる環境整備の方策等を検討するため、平成21年に厚生労働省職業能力開発局に設置された「中央訓練協議会」に、全専各連から関口正雄常任理事が参画した。

＜高齢・障害・求職者雇用支援機構運営委員会への対応＞

高齢・障害・求職者雇用支援機構の業績評価（職業能力開発業務）を行う外部評価委員会職業能力開発専門部会に、全専各連から関口正雄常任理事が参画した。

＜学び直しの支援措置への対応＞

平成26年6月24日、「日本再興戦略2014～未来への挑戦～」が閣議決定され、女性の活躍応援プラン（仮称）等の実施、若者・高齢者の活躍促進として、学び直し支援、職業教育・職業訓練機会の充実等によりキャリアアップを促進する、と明記された。全専各連では積極的に情報収集を行った。

（2）財務委員会（※＝全専協財務委員会との合同委員会として開催）

＜第8回（平成26年5月27日／アルカディア市ヶ谷）＞※

- 平成25年度決算報告及び監査会への対応

＜改選後第1回（平成26年11月5日／アルカディア市ヶ谷）＞※

- 平成26年度仮決算報告
- 会費徴収報告

＜改選後第2回（平成26年12月3日／アルカディア市ヶ谷）＞

- 課程別設置者別部会代表者合同会議（各部会平成26年度活動状況・今後の活動予定ならびに予算執行状況・今後の支出見込み）
- 総務委員会正副委員長合同会議（平成26年度活動状況・活動予定、平成27年度活動方針（原案）・予算編成方針（案））

＜改選後第3回（平成27年1月29日／アルカディア市ヶ谷）＞※

- 平成27年度収支予算原案の検討
- 平成26年度実績報告

（3）組織委員会

＜改選後第1回（平成26年12月9日／アルカディア市ヶ谷）＞

- 組織委員会のこれまでの活動及び平成26年度活動計画等について
- 会長諮問事項・重要課題のより一層の推進に資する役員のあり方について

＜改選後第2回（平成27年1月21日／アルカディア市ヶ谷）＞

- 会長諮問事項・重要課題のより一層の推進に資する役員のあり方について

（4）専修学校制度制定40周年事業実行委員会

＜第1回（平成26年10月17日／アルカディア市ヶ谷）＞

- 事業の概要・予算、委員会組織について

＜第2回（平成26年11月21日／アルカディア市ヶ谷）＞

- 式典・祝賀会、記念誌編纂プレゼンテーション

＜第3回（平成26年12月4日／全専各連事務局会議室）＞

○式典・祝賀会、記念誌業者選定について

<第1回式典・祝賀会委員会（平成27年1月23日／アルカディア市ヶ谷）>

○式典・祝賀会スケジュール、表彰等の検討

<第2回式典・祝賀会委員会（平成27年3月18日／アルカディア市ヶ谷）>

○式典・祝賀会スケジュール、表彰等の検討

<第1回記念誌編集委員会（平成27年2月3日／アルカディア市ヶ谷）>

○記念誌編纂プレゼンテーション

3. 「7月11日 職業教育の日」推進のための広報活動

「7月11日 職業教育の日」にかかると事業の推進について、総務委員会と全専協総務運営委員会の広報対応担当を中心として活動を行った。

① エコバッグを製作し、都道府県協会等を通して会員校に配布。

② 2015年カレンダーを製作し、高等学校、関係団体、会員校等に配布。

4. 留学生の受け入れの推進

本連合会と全専協が連携し、以下の事業を実施した。

○専門学校留学希望者に対する情報提供の実施

<「外国人学生のための進学説明会への参加」>

・東京会場：7月12日

・大阪会場：7月13日

主催：(独)日本学生支援機構

<「日本留学フェア」台湾・韓国の実施>

・台湾会場（台中・7月18日、高雄・7月19日、台北・7月20日）

主催：(独)日本学生支援機構 共催：一般財団法人日本語教育振興協会、全国専修学校各種学校総連合会、公益社団法人東京都専修学校各種学校協会、独立行政法人日本学生支援機構（高雄・台北）

・韓国会場（釜山・9月13日、ソウル・9月14日）

主催：(独)日本学生支援機構 共催：一般財団法人日本語教育振興協会、韓国日本留学者人会、全国専修学校各種学校総連合会、社団法人韓日協会、公益社団法人東京都専修学校各種学校協会、社団法人釜山韓日交流センター

<文部科学省委託事業「専修学校留学生就職アシスト事業」への対応>

・受託先であるTCE財団が実施する研修会や留学生の就職マッチング事業、調査研究等への協力

5. 課程別設置者別部会活動報告

(1) 全国学校法人立専門学校協会

①会議の開催

i 定例総会・理事会

<定例総会・理事会（平成26年6月19日／アルカディア市ヶ谷）>

第1号議案 平成25年度事業報告

第2号議案 平成25年度決算報告ならびに監査報告

第3号議案 平成26年度事業計画案

第4号議案 平成26年度収支予算案

第5号議案 役員改選

＜改選後第1回理事会（平成26年9月18日／アルカディア市ヶ谷）＞

第1号議案 平成26・27年度副会長及び常任理事選任

第2号議案 平成26年度補正予算編成

＜改選後第2回理事会（平成27年2月26日／アルカディア市ヶ谷）＞※全専各連と合同

第1号議案 平成27年度事業計画原案

第2号議案 平成27年度収支予算原案

ii 常任理事会

＜常任理事会（平成26年6月19日／アルカディア市ヶ谷）＞

○平成25年度事業報告

○平成25年度決算報告ならびに監査報告

○平成26年度事業計画案

○平成26年度収支予算案

○役員改選

○定例総会・理事会への対応

＜常任理事会（平成27年2月26日／アルカディア市ヶ谷）＞※全専各連と合同

○平成27年度事業計画原案

○平成27年度収支予算原案

○理事会への対応

iii 正副会長会議

全専各連と合同で開催し、具体的な方策等の検討を行った。なお、日程・議題等は全専各連と合同開催により同内容のため割愛する。

iv 新学校制度創設推進本部

全専各連と合同で開催し、具体的な方策等の検討を行った。なお、日程・議題等は全専各連と合同開催により同内容のため割愛する。

v 新学校制度創設推進本部WG

全専各連と合同で開催し、具体的な方策等の検討を行った。なお、日程・議題等は全専各連と合同開催により同内容のため割愛する。

②委員会活動

i 総務運営委員会

全専各連の総務委員会と連携して、専門学校の振興にかかる協力者会議等、平成26年度専修学校関係予算案、厚労省諸事業への対応、専門学校の広報活動の検討、総会の運営等を行うとともに、平成27年度の運動方針案の原案取りまとめを行った。

ii 財務委員会

予算執行状況を確認して健全な財務運営を図った。また、平成27年度収支予算原案の編成を行った。

iii 留学生委員会

○日本学生支援機構主催の「外国人学生のための進学説明会（東京・大阪）」で専門学校留学に関する情報提供を行うとともに、全専各連と東京都協会及び日本学生支援機構、日本語教育振興協会等で共催した「日本留学フェア（台湾及び韓国）」に参加した。

○TCE財団と共催で「専門学校留学生担当者研修会（東京会場）」を実施した。

- TCE財団が受託した文部科学省委託事業「専修学校留学生就職アシスト事業」の推進。
TCE財団が実施する研修会や留学生の就職マッチング事業、調査研究等への協力を行った。
- 外務省ならびに文部科学省と協議し、「専修学校発行の卒業証明書等を外国で使用する際の証明の取得方法」手続きに関する周知徹底及び啓発活動を充実させることとなり、研修会等で説明した。

③調査研究活動

- 「専門学校修了者の大学編入学状況及び大学院入学状況の実態調査」の実施
専門学校修了者の大学への編入学の実態及び4年制専門学校修了者の大学院入学状況に関する調査を7月に実施。役員会で結果資料を配布するとともに、全専各連ホームページに掲載した。
- 専門学校教育内容の充実に資する調査研究
TCE財団の行う「中堅教員研修カリキュラム研究」に協力。研究成果は報告書にまとめ会員校へ配布するとともに、財団ホームページに掲載した。
- 専門学校調査の協力支援
吉本圭一九州大学人間環境学研究院主幹教授が行う「26年度文部科学省・成長分野等における中核的専門人材養成に関する戦略的推進事業」の「グローバル専門人材」分野のコンソーシアム・職域プロジェクトへの協力。

④研修事業の実施

- 管理者研修会（TCE財団と共催）

日程・会場・参加者数

平成26年10月9日／東京都・スクワール麹町／200名

平成26年10月14日／宮城県・メルパルク仙台／57名

平成26年10月22日／大阪府・大阪ガーデンパレス／140名

テーマ・講師

「職業実践専門課程の制度内容・認定状況について

～認定校での取組事例を踏まえて～

「文部科学省 平成27年度専修学校関係概算要求の概要」

文部科学省 専修学校教育振興室

(東京・仙台会場)

専門官 大坂 香織

第一係長 春田 鳩磨

(大阪会場)

室長 白鳥 綱重

「職業実践専門課程認定校による事例発表」

(東京会場)

学校法人電子学園 日本電子専門学校 学校長 古賀 稔邦

学校法人滋慶学園 東京コミュニケーションアート専門学校

事務局長 濱 絹予

ディレクター 藤村 敬直

(仙台会場)

学校法人北杜学園 仙台大原簿記情報公務員専門学校
教務統括 小関 哲也
学校法人小山学園 専門学校東京テクニカルカレッジ
学園統括本部長 佐々木 章

(大阪会場)

学校法人京都中央学院 Y I C 京都ビューティ専門学校
学校長 杉山 征人
学校法人電子学園 日本電子専門学校
学校長 古賀 稔邦

「教育訓練給付『専門実践教育訓練』の申請について

～第1回指定を踏まえた留意事項等～

厚生労働省 職業能力開発局育成支援課
(東京・大阪会場) 課長補佐 山地 あつ子
中長期的キャリア形成支援係長 伊藤 研一
(仙台会場) 課長補佐 山地 あつ子
教育訓練講座係長 高橋 智子

○専門学校留学生担当者研修会 (TCE財団と共催)

日程・会場・参加者数

平成26年12月8日／東京都・アルカディア市ヶ谷／97名

テーマ・講師

「出入国管理の現状及び諸施策について」

法務省入国管理局入国在留課 長尾 恭輔 補佐官

「留学生に係る出入国・在籍関係等申請の実務について」

法務省東京入国管理局留学審査部門 上野 義則統括審査官

「専修学校留学生に対する支援について」

文部科学省 専修学校教育振興室 大坂 香織専門官

○専門学校の教育訓練・運営に係る内部質保証人材の養成講習 (TCE財団と共催)

日程・会場・参加者数

平成27年2月9日、10日開催／東京都・アルカディア市ヶ谷／21名

テーマ及び講師

「専修学校における学校評価ガイドライン策定の意義

ガイドラインに沿った学校評価の進め方(自己評価)

学校関係者評価の進め方」

「自己評価報告書の作成演習(グループ演習・討議)」

私立専門学校等評価機構 事務局長 真崎 裕子

「専門学校の職業教育を取り巻く評価制度」

「ISO29990：2010の要求事項①・②・③」

「監査技法と内部監査事例演習」

人材育成と教育サービス協議会 事務局 八木 信幸

○文部科学省・厚生労働省「専修学校関係予算等に関する説明会」（全専各連と共催）

日程・会場・参加者数

平成27年3月11日／東京都・アルカディア市ヶ谷／119名

⑤広報活動の推進

- 「7月11日 職業教育の日」推進のための広報活動
- 会報の発行（年2回：平成26年12月、平成27年3月発行）
- 高度専門士・専門士・大学院入学・大学編入学パンフレットの発行
141,000部作成、各都道府県協会等へ137,900部を配布。
- 全専各連ホームページ、職業教育ネット運営への協力を通じて、専門学校の役割や機能、職業教育に関する研究事例データベース等を広く社会に紹介。

⑥専門学校におけるスポーツ振興

- 全国専門学校体育連盟への運営費補助を支出。

(2) 全国高等専修学校協会

①会議の開催

i 定例総会

＜平成26年度定例総会（平成26年6月25日／東京・アルカディア市ヶ谷）＞

- 第1号議案 平成25年度事業報告
- 第2号議案 平成25年度決算報告ならびに監査報告
- 第3号議案 平成26年度事業計画案
- 第4号議案 平成26年度収支予算案
- 第5号議案 役員改選

ii 理事会

＜第1回理事会（平成26年6月25日／東京・アルカディア市ヶ谷）＞

- 定例総会への対応
- 研修会・懇親会への対応

＜第2回理事会（平成27年2月19日／東京・アルカディア市ヶ谷）＞

- 平成27年度事業計画原案・収支予算原案

②全国高等専修学校体育大会の開催

- 第24回全国高等専修学校体育大会の開催
平成26年7月28日～30日／富士北麓公園、鐘山総合スポーツセンター、忍野村民体育館

③研修会の開催

i 管理者研修会（定例総会終了後）

- 平成26年6月25日／アルカディア市ヶ谷 受講者：高等専修学校管理者39名
テーマ：「高等専修学校を取り巻く状況について」

講師：文部科学省 専修学校教育振興室 白鳥 綱重室長
テーマ：～学校経営に「ブランディング」が求められています～
「ブランド」とは何でしょうか？

講師：株式会社クエスティー 代表取締役 櫻田弘文 ブランディングコンサルタント

ii 教職員研修会

平成26年8月26日／アルカディア市ヶ谷 受講者：高等専修学校教職員12名
テーマ：アンガーマネジメント入門講座

講師：篠 真希アンガーマネジメントファシリテーター
(日本アンガーマネジメント協会公認)

テーマ：「ゆめを語ろう ゆめを創ろう」

講師：原田 秀昭 若者サポートステーションやまと 総括コーディネーター

④委員会活動

運動方針に掲げた課題等の研究討議や事業の企画運営のため、高等専修学校総務委員会、研修委員会、制度改善研究委員会、体育振興委員会の各委員会で活動。

⑤「ニュース高等専修」の発行

文部科学省委託事業「高等専修学校における高等教育機関と接続したモデル・カリキュラム開発と就労支援システムの構築」～産学官連携コンソーシアム・職域プロジェクト～の成果報告会の内容を掲載して3月に刊行し、会員校へ送付。

⑥調査研究報告書の刊行

高等専修学校の就学支援金・学校評価等に関するアンケート調査の結果をまとめ、報告書として会員校へ送付。

⑦全国高等専修学校協会生徒表彰

平成26年12月中旬、会員校へ申請書類等を送付。

(3) 全国個人立専修学校協会

①会議の開催

i 定例総会

<第18回定例総会（平成26年6月24日／アルカディア市ヶ谷）>

- 第1号議案 平成25年度事業報告
- 第2号議案 平成25年度決算報告ならびに監査報告
- 第3号議案 平成26年度事業計画案
- 第4号議案 平成26年度収支予算案
- 第5号議案 役員改選

ii 理事会

<第66回理事会（平成26年5月16日／アルカディア市ヶ谷）>

- 平成26年度事業計画案・収支予算案について
- 第18回定例総会・研修会・懇親会について

<第67回理事会（平成26年6月24日／アルカディア市ヶ谷）>

- 定例総会への提案事項の審議

<第68回理事会（平成26年11月13日／アルカディア市ヶ谷）>

- 平成26年度事業の推進について

○平成27年度事業計画骨子の検討

<第69回理事会（平成27年2月17日／アルカディア市ヶ谷）>

○平成27年度事業計画原案・収支予算原案

②研修会の開催

<全国個人立専修学校協会研修会（平成26年6月24日／アルカディア市ヶ谷）>

テーマ：「教育を取り巻く現状と専修学校に関する振興策」

講師：赤池 誠章 参議院議員 専修学校等振興議員連盟事務局次長

③調査報告書の刊行

6月24日に開催した赤池 誠章参議院議員による研修会内容及びこれまでにまとめた「固定資産税減免運動の方策」ならびに平成25年度に実施した「個人立専修学校『固定資産税の減免』に係るアンケート調査集計結果」を掲載して会員校に送付。

④調査研究の実施

『固定資産税の減免』にかかるアンケート調査を実施。調査項目は、個人立専修学校における学校評価等の取組状況、固定資産税の減免への取組状況、職業実践専門課程への取組状況などの調査結果をまとめ、次年度の具体的な運動・活動方針に反映。

（4）全国各種学校協会

①会議の開催

i 定例総会

<第16回定例総会（平成26年6月27日／アルカディア市ヶ谷）>

第1号議案 平成25年度事業報告

第2号議案 平成25年度決算報告ならびに監査報告

第3号議案 平成26年度事業計画案

第4号議案 平成26年度収支予算案

第5号議案 役員改選

ii 理事会

<第1回理事会（平成26年5月15日／アルカディア市ヶ谷）>

○第16回定例総会・研修会への対応について

<第2回理事会（平成26年6月27日／アルカディア市ヶ谷）>

○定例総会への提案事項の審議

<第3回理事会（平成26年11月21日／アルカディア市ヶ谷）>

○26年度事業の推進

○研修会講演録の作成

○アンケート調査の実施

○27年度事業計画骨子の検討

<第4回理事会（平成27年2月27日／アルカディア市ヶ谷）>

○平成27年度事業計画原案・収支予算原案

②研修会の開催

<各種学校研修会（平成26年6月27日／アルカディア市ヶ谷）>

テーマ：「各種学校における学校評価等事例について」

講師：板谷 龍二 アクロス中央自動車学校（富山県）

講師：長谷川 幸子 坪内珠算学校（島根県）

③生涯学習カレッジ認定講座事業の推進

平成26年度の本事業の会員校への周知に努め、各種学校の生涯学習社会構築に資する活動の一環として積極的な広報活動を行い、新たな講座を掲載。

④研修会講演録の作成

会員校のために総会後に開催された研修会の内容を、本年度から講演録としてまとめて冊子を刊行し、会員校へ送付。

⑤調査研究活動の実施

研修会講演録送付時に、学校評価等に関するアンケート調査を実施する。また、同時に本協会HPに、希望する会員校を名簿編として「各学校の特長」を添えて掲載。

6. 分野別専門部会活動報告

(1) 全国工業専門学校協会

①平成26年度幹事会

平成26年9月11日に東京・ホテルグランドパレスにて10名（委任状3名）が集まり開催。

②第36回（平成26年度）定例総会

平成26年11月27日に東京・ホテルグランドパレスにて15名・12校（委任状22）が集まり開催。

③臨時幹事会

平成27年1月15日に東京・ホテルグランドパレスにて11名（委任状2名）が集まり開催。

④全国工業専門学校協会長賞の実施

会員校に平成26年12月8日に案内を発送し、平成27年2月20日に28校から申請があった41名の表彰を実施。

(2) 全国語学ビジネス観光教育協会

①文部科学省後援の「第30回観光英語検定試験（1級・2級・3級）」を6月29日に、「第31回観光英語検定試験（1級・2級・3級）」を10月26日に実施。

②6月3日、東京・東京ガーデンパレスにおいて第32回定例総会を開催。

③12月1日、第32回全国専門学校英語スピーチコンテストを東京・日本橋公会堂で開催。

④「真のおもてなし日本育成プロジェクト」後援

(3) 全国服飾学校協会

①ブロック研修会

全国2ブロックにおいて、次の内容の研修会を実施した。

a. 大阪／平成26年10月4日

「バリュープランニングが目指す Only 1, No. 1, First1 戦略」

b. 広島／平成26年11月29日

「パンツの基本パターン作図」

②繊維ファッション産学交流会議／平成27年2月9日（東京）

繊維業界、アパレル業界、リテール（流通）業界、並びにファッション教育団体の10団体で設立している繊維ファッション産学協議会は、ファッション産業界を担う人材を育

成することを目的として、人材育成に関する研究・討議・交流のための会議を行った。

記念講演テーマ：

「生涯学習社会における職業教育の今後～専修学校、職業実践専門課程を中心に～」

「新時代のクリエイションとファッションの未来性」

③全国服飾学校「ファッション画コンクール」開催

④「2014Tokyo 新人デザイナーファッション大賞（アマチュア部門）」開催（東京）

（４）特定非営利活動法人全国美術デザイン専門学校教育振興会

①第26回全日本高校デザイン・イラスト展の開催（共催：一般財団法人職業教育・キャリア教育財団、後援：文部科学省、経済産業省、全国高等学校長協会、日本私立中学校高等学校連合会、公益社団法人全国高等学校文化連盟、全専各連）。

イラスト部門のテーマは自由、デザイン部門のテーマは「東京オリンピック」にて募集した。全国98の高等学校・高等専修学校が参加、応募作品数は1,820点。展覧会は平成26年10月24日から北海道地区展を皮切りに平成26年12月16日まで全国4か所で開催された。11月15日に市ヶ谷の山脇ギャラリー（専門学校山脇美術専門学院）にて開かれた表彰式・レセプションには、全国から受賞者やその家族、指導にあたった教員の先生方、来賓として特別審査委員長のU. G. サトー氏（グラフィックデザイナー）などが出席し盛会であった。

②研修委員会

職業実践専門課程に対応した分野別教員研修会を8月21日、22日の二日間にわたって開催した。

③事業委員会

○色彩士検定の実施

今年度は1級試験をリニューアルのため休止した。

第36回色彩士検定試験：平成26年9月7日（3級）

第37回色彩士検定試験：平成27年1月25日（2級・3級）

「4級検定試験」をウェブ上にて通年無料で実施している。

（５）全国予備学校協議会

①総会・理事会等各会合の開催

②広報活動（ホームページ運営等にとまなうPR活動）

③大学入試センター試験説明協議会への参加

平成26年7月7日～7月24日 全国7会場

④研修会の開催

平成26年10月2日 名古屋ガーデンパレス

講演テーマ：学校で役立つ心理学のスキル

講師：喜多徹人先生（学校法人神戸セミナー校長）

平成26年12月22日 東京ガーデンパレス

講演テーマ：炎上から生徒・教職員、そして学校も守る！

－SNS利用の実態とトラブル事例、その対応策を知る－

講師：木村克紀先生（株式会社エデュース取締役）

平成27年3月26日 東京ガーデンパレス

講演テーマ：学校に関わる防災や保険についての諸状況

講師：森西悠樹先生（東京海上日動火災保険株式会社公務第2部公務第1課）

（6）一般社団法人全国専門学校情報教育協会

①情報教育に関する調査・研究事業

○研修ニーズアンケート調査（実施時期：平成26年5月）

②第23回全国専門学校ロボット競技会の開催

平成26年12月22日、23日に東京・テレコムセンターを会場として開催。

大会テーマは『スチールファイト』。後援は文部科学省・経済産業省、TCE財団、全専各連、MONO、日本経済新聞社、読売新聞社、テレビ東京、協力として専門学校新聞社。

参加校11校（57チーム）。

③第11回ビジネスプロデュースコンペティションの開催

平成26年12月に第一次審査（書類選考18校、60ビジネスプランがエントリー）、本大会は平成27年1月23日に日本電子専門学校・メディアホールで開催、予選通過の10校12ビジネスプランを審査。後援は経済産業省、TCE財団、全専各連。

④第3回ゲームコンペティションの開催

平成26年12月に第一次審査（書類選考14校、104ゲームプランがエントリー）、本大会は平成27年1月30日に日本電子専門学校・メディアホールで開催、予選通過の8校16ゲームプランを審査。後援はTCE財団、全専各連。

⑤第1回CG作品コンテストの開催

平成27年2月21日～平成27年3月6日の期間、Web上で応募作品（16校129作品）の一次審査を実施し、平成27年3月10日最終審査。後援はTCE財団、全専各連。

⑥教員研修会／セミナーの実施

○『授業のつくり方（初級編）』

平成26年5月22日・23日／日本電子専門学校／参加者12名

○IT専門技術研修『Android技術研修会』

平成26年8月5日・6日／日本電子専門学校／参加者18名

○『ファシリテーション・スキル養成』（中級）教育力向上研修会

平成26年8月7日・8日／日本電子専門学校／参加者8名

○『広報・マーケティング講座』

平成26年8月19日／日本電子専門学校／参加者19名

○『教授法とインストラクショナルデザイン』（初級）研修会

平成26年8月21日・22日／日本電子専門学校／参加者9名

○専修学校フォーラム2015

平成27年2月9日・10日／中野サンプラザ／参加者延べ195名

⑦協会ホームページやメールニュースを活用した、会員校・賛助会員企業等が行うイベント・キャンペーンなどの情報や、関係省庁からの情報発信、会員校資料一括請求サービス等を実施。

（7）公益社団法人全国経理教育協会

①第74回通常総会の開催

平成26年6月17日にホテルメトロポリタンエドモントにて開催。公益社団法人の事業

報告・収支決算、定款の一部変更、学術顧問等の承認に関して審議が行われた。

②全国簿記電卓競技大会の開催

平成26年9月7日に東京ガーデンパレスにおいて開催。文部科学省の後援で昨年同様高等学校も参加し、総勢48チーム、203名の選手による熱戦が繰り広げられた。また、中国選手が出場した。

③常置委員会の開催

協会運営を進めるため総務委員会・企画委員会・検定運営委員会・検定審査会を開催した。

④検定試験実施

簿記能力検定試験を年4回とし、9検定20回を実施予定である。

⑤公式過去問題集37種類の販売を行った。

⑥文部科学省事業の実施

平成26年度「成長分野等における中核的専門人材の戦略的推進」事業の経営基盤強化コンソーシアムを受託、運営した。

(8) 公益社団法人全国珠算学校連盟

①第53回通常総会の開催

平成26年6月8日 東京・東京ガーデンパレス

議案：(i) 2013年度事業報告・収支決算承認の件

(ii) 平成26・27年度役員選任に関する件

②第33回 全日本珠算技能競技大会

平成26年7月30日 東京・東京ガーデンパレス (出場選手178名)

③第43回 全国珠算学校集合研修会

平成26年8月19日 福島県会津若松市 (御宿 東鳳) (参加者113名)

④第6回 指導者研修会「明日の珠算を考える会2014」

平成26年10月5日 東京・東京ガーデンパレス (参加者110名)

(9) 全国専門学校日本語教育協会

①臨時総会 平成26年12月4日 学校法人文化学園

議案：(i) 経過報告

(臨時総会・全国専門学校各種学校日本語教育連絡協議会設立に関する件)

(ii) 2013年度事業報告

(iii) 2013年度決算報告および監査報告

(iv) 事務局移転に関する件

②特別委員会

全国専門学校各種学校日本語教育連絡協議会役員会

文部科学省との協議

組織の社団法人化について

③総務委員会

(i) 留学生の動向把握と対策

(ii) 新規会員校の獲得

④教育研究委員会

(i) 第27回全国専門学校日本語学習外国人留学生日本語弁論大会の開催

日 程：平成27年1月22日 13:00-16:00

場 所：文化学園大学 A201

出場者：11校11人

最優秀賞 RAMADHAS ASHEIN (インド) 文化外国語専門学校

優秀賞 Bazracharya Roshani (ネパール) 京都外国語専門学校

〃 宋宗原 (韓国) 学校法人エール学園

審査員特別賞 CHULUUNBAATAR BILGUUN (モンゴル)

岩谷学園テクノビジネス横浜保育専門学校

(ii) 教育研究会

日 時：平成27年3月30日 13:00-17:00

会 場：学校法人文化学園大学C-41 国際会議室

テーマ：「我が国の国際戦略と日本語教育」

主 催：全国専門学校各種学校日本語教育連絡協議会

全国専門学校日本語教育協会 (全専日協)

全国各種学校日本語連絡協議会 (全各日協)

後 援：全国専修学校各種学校総連合会

研究会次第

講義1

テーマ：留学生政策と日本語教育

講 師：文部科学省高等教育局学生・留学生課

外国人学生指導専門官 坂本 秀 敬

講義2

テーマ：入国管理政策と日本語教育

講 師：法務省入国管理局入国在留課

講義3

テーマ：IT人材(グローバル人材)の育成と日本語教育 (仮)

講 師：経済産業省商務情報政策局

情報処理政策課課長補佐 小池 明

専各日協について

設立の経緯、今後の展開 (社団化について)

⑤学生対策委員会

(i) 国内外の連携事業の推進

(ii) ホームページの充実 (多言語化やほかの関連サイトとのリンクなど)

⑥国際交流委員会

(i) 海外の留学生事情に関する研究

(10) 全国専門学校リハビリテーション協会

①平成26年度 定例総会・情報交換会

平成26年6月13日 大阪・(学) 福田学園

②広報活動に関する研修会 (延期)

平成26年6月14日 大阪・(学) 福田学園にて、広報活動に関する研修会を開催予定であったが、延期となった。

7. 第69回全国私立学校審議会連合会総会での決議報告について

10月30日から31日の2日間、岡山県・ホテルグランヴィア岡山を会場として、全国私立学校審議会連合会第69回総会が、全国から約160名の参加者を得て開催された。

1日目は、総会終了後に専門部会が開催され、第1専門部会（専修学校・各種学校関係）は、平田眞一部会長及び池淵淳副部会長の進行、助言者に中村哲全専各連副会長、千葉茂全専各連常任理事を迎え、各協議題について審議を行った。2日目は、講演後に総会が開催され、各専門部会の協議結果の報告等が行われた。

なお、第1専門部会の協議題と内容等は次のとおり。

○専修学校・各種学校に対する現状の把握及び指導等について

関東・東京支部より、経常費補助金を交付していない学校法人立以外の専修学校、各種学校に対する、所轄庁として学校運営等の把握や指導などについて、提案の経緯が説明された後、意見交換が行われた。

〈事例1〉過去に経常費補助額として約4.5万円/人が計上されていたが、年々削減されて、いつしか経常費補助はなくなった。と同時に調査も実施されなくなった。昨年1万円/人として経常費補助が復活したが、以前のように調査が再開されることになると思われる。

〈事例2〉昭和57年ごろ、経常費補助額として1万円/人が計上されており、調査も実施されていたと記憶している。事例1と同様に予算縮小で7千円/人から最終的にカットされ、調査もなくなったが、経常費補助予算枠で学校に対して100万円/校の予算措置が取られた。国家資格に関わる学科では、国家試験における合格者数が判断基準の一つになるのではないかと、との意見が出された。

経常費補助金が交付されなければ実地調査は行われませんが、学生が学べる環境を維持するためにも、所轄庁には経常費補助金の交付の有無に関わらず実地調査を行ってほしい、との意見が出された。今年4月、専修学校専門課程に職業教育を旗印に企業との連携等を謳った職業実践専門課程が導入され、本課程の認定要件には、指定様式にもとづいて学校の基本情報等を公開することが義務付けられている。これは専門学校への進学を考えている学生はもとより、広く社会全体に積極的に情報公開を行うものであり、情報公開は常に最新の情報であることが求められている。フレキシブルな制度設計が可能な専修学校・各種学校の強みを生かし、社会から信頼される学校として、今後、本制度の認定要件のように、経常費補助金交付の有無に関わらず積極的な情報公開を行う学校が増えていくのではないかと、との意見が出された。

○私立学校法改正に伴う、措置命令や役員の解任勧告にかかる対応等について（各部会共通）

措置命令等の適否を審査する基準の策定については、報告事例がないため判断基準が曖昧で現段階ではほぼ皆無の状況である。本件は頻繁に起こりうる事案ではないため、個別の事例をもとに基準を策定することは難しい。行政が措置命令を行う際には、必ず私学審に意見を求めることから、私立学校の独自性は担保されると思われるが、慎重な審査等を行える体制を整える必要があるのではないかと。

第2号議案 平成26年度決算報告ならびに監査報告

I. 財務諸表の部

貸借対照表

平成27年 3月31日現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現 金 預 金	67,658,131	75,975,247	△ 8,317,116
流動資産合計	67,658,131	75,975,247	△ 8,317,116
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産特定預金	180,000,000	180,000,000	0
基本財産合計	180,000,000	180,000,000	0
(2) 特定資産			
退職給与引当特定預金	46,903,200	42,972,600	3,930,600
活性化対策特定預金	41,500,000	31,500,000	10,000,000
40周年記念特定預金	14,000,000	14,000,000	0
特定資産合計	102,403,200	88,472,600	13,930,600
(3) その他固定資産			
建物附属設備	1,698,760	2,027,593	△ 328,833
什器備品	20,061	40,234	△ 20,173
敷 金	77,250,000	77,250,000	0
その他固定資産合計	78,968,821	79,317,827	△ 349,006
固定資産合計	361,372,021	347,790,427	13,581,594
資産合計	429,030,152	423,765,674	5,264,478
II 負債の部			
1. 流動負債			
未 払 金	301,047	287,600	13,447
預 り 金	115,100	114,700	400
流動負債合計	416,147	402,300	13,847
2. 固定負債			
退職給与引当金	46,903,200	42,972,600	3,930,600
固定負債合計	46,903,200	42,972,600	3,930,600
負債合計	47,319,347	43,374,900	3,944,447
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産			
(うち基本財産への充当額)	(180,000,000)	(180,000,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(55,500,000)	(45,500,000)	(10,000,000)
正味財産合計	381,710,805	380,390,774	1,320,031
負債及び正味財産合計	429,030,152	423,765,674	5,264,478

正味財産増減計算書

平成26年 4月 1日から平成27年 3月31日まで

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	(155,229)	(339,460)	(△ 184,231)
基本財産受取利息	155,229	339,460	△ 184,231
受取入金会金	(580,000)	(590,000)	(△ 10,000)
受取入金会金	580,000	590,000	△ 10,000
受取会費	(122,838,000)	(123,816,000)	(△ 978,000)
受取都道府県協会等会費	120,838,000	121,816,000	△ 978,000
受取分野別専門部会費	2,000,000	2,000,000	0
雑収利益	(29,872)	(24,317)	(5,555)
受取利息	29,872	24,317	5,555
経常収益計	123,603,101	124,769,777	△ 1,166,676
(2) 経常費用			
会議運営費	(21,490,319)	(16,694,374)	(4,795,945)
総会運営費	1,099,324	1,445,600	△ 346,276
役員会運営費	5,659,063	4,456,697	1,202,366
委員会運営費	5,418,242	1,413,571	4,004,671
事務担当者会議費	1,379,093	1,394,266	△ 15,173
ブロック会議費	6,300,000	6,300,000	0
出張旅費	1,634,597	1,684,240	△ 49,643
振興対策費	(4,856,646)	(6,815,500)	(△ 1,958,854)
会議費	151,798	136,060	15,738
対策諸費	4,704,848	6,679,440	△ 1,974,592
広報活動費	(3,571,201)	(3,472,658)	(98,543)
広報活動費	1,757,880	1,569,229	188,651
広報発行費	1,813,321	1,903,429	△ 90,108
協会運営費	(26,376,584)	(26,330,358)	(46,226)
協会運営費	26,376,584	26,330,358	46,226
職業教育の日推進費	(1,695,200)	(1,699,583)	(△ 4,383)
職業教育の日推進費	1,695,200	1,699,583	△ 4,383
管理費	(64,293,120)	(59,613,331)	(4,679,789)
給料手当	38,313,413	35,674,017	2,639,396
退職給与引当金繰入	3,930,600	2,745,000	1,185,600
法定福利費	6,340,333	5,723,608	616,725
福利厚生費	563,834	482,349	81,485
顧問料	2,054,160	2,034,900	19,260
雑給	1,924,420	1,903,340	21,080
交通費	1,054,867	896,690	158,177
通信費	336,011	371,750	△ 35,739
新聞図書費	241,909	232,148	9,761
印刷費	170,686	187,047	△ 16,361
消耗品費	572,851	557,096	15,755
建物附属設備減価償却費	328,833	372,335	△ 43,502
什器備品減価償却費	20,173	20,173	0
光熱水費	316,627	390,093	△ 73,466
家賃	4,760,893	4,639,662	121,231
公租公課	34,500	44,100	△ 9,600
支払手数料	736,823	697,283	39,540
都道府県協会等交付金	2,416,760	2,436,320	△ 19,560
雑費	175,427	205,420	△ 29,993
経常費用計	122,283,070	114,625,804	7,657,266
当期経常増減額	1,320,031	10,143,973	△ 8,823,942

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	1,320,031	10,143,973	△ 8,823,942
一般正味財産期首残高	380,390,774	370,246,801	10,143,973
一般正味財産期末残高	381,710,805	380,390,774	1,320,031
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	381,710,805	380,390,774	1,320,031

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

建物附属設備 } 定率法によっている。
 什器備品 } 但し、平成19年3月31日以前に取得したものについては、旧定率法によっている。

(2) 引当金の計上基準

退職給与引当金・・・ 期末退職給与の自己都合要支給額に相当する金額を計上している。

(3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
基本財産特定預金	180,000,000	0	0	180,000,000
小 計	180,000,000	0	0	180,000,000
特定資産				
退職給与引当特定預金	42,972,600	3,930,600	0	46,903,200
活性化対策特定預金	31,500,000	19,000,000	9,000,000	41,500,000
40周年記念特定預金	14,000,000	0	0	14,000,000
小 計	88,472,600	22,930,600	9,000,000	102,403,200
合 計	268,472,600	22,930,600	9,000,000	282,403,200

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財産 からの充当額)	(うち負債に 対応する額)
基本財産				
基本財産特定預金	180,000,000	(0)	(180,000,000)	—
小 計	180,000,000	(0)	(180,000,000)	—
特定資産				
退職給与引当特定預金	46,903,200	—	(0)	(46,903,200)
活性化対策特定預金	41,500,000	(0)	(41,500,000)	—
40周年記念特定預金	14,000,000	(0)	(14,000,000)	—
小 計	102,403,200	(0)	(55,500,000)	(46,903,200)
合 計	282,403,200	(0)	(235,500,000)	(46,903,200)

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物附属設備	7,231,528	5,532,768	1,698,760
什器備品	2,034,400	2,014,339	20,061
合 計	9,265,928	7,547,107	1,718,821

財産目録

平成27年 3月31日現在

(単位：円)

科 目	金 額	
I 資産の部		
1. 流動資産		
現金預金	[67,658,131]	
現金手許有高	47,532	
普通預金	(67,610,599)	
りそな銀行 市ヶ谷支店	38,568,120	
みずほ銀行 九段支店	28,120,915	
三井住友銀行 新宿西口支店	887,128	
三菱東京UFJ銀行 市ヶ谷支店	34,436	
振替貯金	(0)	
ゆうちょ銀行	0	
流動資産合計		67,658,131
2. 固定資産		
(1) 基本財産		
基本財産特定預金	[180,000,000]	
みずほ銀行 九段支店(定期預金)	140,000,000	
三井住友銀行 新宿西口支店(定期預金)	40,000,000	
基本財産合計	180,000,000	
(2) 特定資産		
退職給与引当特定預金	[46,903,200]	
三菱東京UFJ銀行 市ヶ谷支店(定期預金)	46,903,200	
活性化対策特定預金	[41,500,000]	
みずほ銀行 九段支店(普通預金)	41,500,000	
40周年記念特定預金	[14,000,000]	
みずほ銀行 九段支店(定期預金)	14,000,000	
特定資産合計	102,403,200	
(3) その他固定資産		
建物附属設備	[1,698,760]	
OAフロア工事一式他	1,698,760	
什器備品	[20,061]	
応接セット他	20,061	
敷金	[77,250,000]	
事務局賃借分(私学会館別館11階)	77,250,000	
その他固定資産合計	78,968,821	
固定資産合計		361,372,021
資産合計		429,030,152
II 負債の部		
1. 流動負債		
未払金	[301,047]	
りそな銀行 市ヶ谷支店 3月分 パソコン端末使用料	10,800	
りそな銀行 市ヶ谷支店 3月分 住民税 納入手数料	324	
パート職員 3月分給与	289,923	
預り金	[115,100]	
住民税 3月分	115,100	
流動負債合計		416,147
2. 固定負債		
退職給与引当金	[46,903,200]	
固定負債合計		46,903,200
負債合計		47,319,347
正味財産		381,710,805

II. 収支計算書の部

収支計算書

平成26年 4月 1日から平成27年 3月31日まで

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
基本財産運用収入	(40,000)	(155,229)	(△ 115,229)	
基本財産利息収入	40,000	155,229	△ 115,229	
入金金収入	(400,000)	(580,000)	(△ 180,000)	
入金金収入	400,000	580,000	△ 180,000	専修学校28校 各種学校2校
会費収入	(120,000,000)	(122,838,000)	(△ 2,838,000)	
都道府県協会等会費収入	118,000,000	120,838,000	△ 2,838,000	2,257校
分野別専門部会費収入	2,000,000	2,000,000	0	200,000 x 10部会
雑収入	(20,000)	(29,872)	(△ 9,872)	
受取利息収入	10,000	29,872	△ 19,872	
雑収入	10,000	0	10,000	
事業活動収入計	120,460,000	123,603,101	△ 3,143,101	
2. 事業活動支出				
会議運営費支出	(25,800,000)	(21,490,319)	(4,309,681)	会議旅費及び会議室料
總會運営費支出	1,400,000	1,099,324	300,676	定例1回
役員会運営費支出	6,400,000	5,659,063	740,937	理事会・各県代表者会議等
委員会運営費支出	7,700,000	5,418,242	2,281,758	常置・40周年事業委員会
事務担当者会議費支出	1,700,000	1,379,093	320,907	
ブロック会議費支出	6,300,000	6,300,000	0	
出張旅費支出	2,300,000	1,634,597	665,403	ブロック会議役員出席等
振興対策費支出	(3,300,000)	(4,856,646)	(△ 1,556,646)	
会議費支出	300,000	151,798	148,202	
対策諸費支出	3,000,000	4,704,848	△ 1,704,848	
広報活動費支出	(4,300,000)	(3,571,201)	(728,799)	
広報活動費支出	2,050,000	1,757,880	292,120	HP関係経費・広告掲載
広報発行費支出	2,250,000	1,813,321	436,679	年4回発行
協会運営費支出	(27,190,000)	(26,376,584)	(813,416)	
協会運営費支出	27,190,000	26,376,584	813,416	課程別設置者別部会
職業教育の日推進費支出	(1,700,000)	(1,695,200)	(4,800)	
職業教育の日推進費支出	1,700,000	1,695,200	4,800	エコパック・カレンダー作成等
管理費支出	(60,900,000)	(60,013,514)	(886,486)	
給料手当支出	38,500,000	38,313,413	186,587	
退職金支出	10,000	0	10,000	
法定福利費支出	6,300,000	6,340,333	△ 40,333	
福利厚生費支出	600,000	563,834	36,166	
顧問料支出	2,060,000	2,054,160	5,840	
雑給支出	2,000,000	1,924,420	75,580	パート職員 1名
交通費支出	1,150,000	1,054,867	95,133	
通信費支出	440,000	336,011	103,989	
新聞図書費支出	300,000	241,909	58,091	
印刷費支出	260,000	170,686	89,314	
消耗品費支出	600,000	572,851	27,149	
光熱水費支出	500,000	316,627	183,373	私学会館11階 1/3
家賃支出	4,770,000	4,760,893	9,107	私学会館11階 1/3
公租公課支出	50,000	34,500	15,500	
支払手数料支出	750,000	736,823	13,177	
都道府県協会等交付金支出	2,360,000	2,416,760	△ 56,760	会費120,838,000×2%
雑支出	250,000	175,427	74,573	
事業活動支出計	123,190,000	118,003,464	5,186,536	
事業活動収支差額	△ 2,730,000	5,599,637	△ 8,329,637	

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
II 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
特定預金取崩収入	(9,000,000)	(9,000,000)	(0)	
活性化対策特定預金取崩収入	9,000,000	9,000,000	0	各種事業の推進及び強化
投資活動収入計	9,000,000	9,000,000	0	
2. 投資活動支出				
特定預金支出	(22,950,000)	(22,930,600)	(19,400)	
退職給与引当特定預金支出	3,950,000	3,930,600	19,400	期末退職給与要支給額
活性化対策特定預金支出	19,000,000	19,000,000	0	特定預金へ積立
投資活動支出計	22,950,000	22,930,600	19,400	
投資活動収支差額	△ 13,950,000	△ 13,930,600	△ 19,400	
III 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
財務活動収入計	0	0	0	
2. 財務活動支出				
財務活動支出計	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	
IV 予備費支出	(2,000,000)	—	(2,000,000)	
当期収支差額	△ 18,680,000	△ 8,330,963	△ 10,349,037	
前期繰越収支差額	75,572,947	75,572,947	0	
次期繰越収支差額	56,892,947	67,241,984	△ 10,349,037	

収支計算書に対する注記

1. 資金の範囲

資金の範囲には、現金預金、未収入金、仮払金、未払金及び預り金を含めている。

なお、前期末及び当期末残高は、下記2に記載するとおりである。

2. 次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳

科 目	前期末残高	当期末残高
現 金 預 金	75,975,247	67,658,131
合 計 (1)	75,975,247	67,658,131
未 払 金	287,600	301,047
預 り 金	114,700	115,100
合 計 (2)	402,300	416,147
次期繰越収支差額 (1)-(2)	75,572,947	67,241,984

監 査 報 告 書

全国専修学校各種学校総連合会
会 長 小 林 光 俊 殿

平成 27 年 6 月 4 日

全国専修学校各種学校総連合会

監事 齋 藤 力 夫 ⑩

監事 坂 本 歩 ⑩

監事 戸 早 秀 暢 ⑩

私たちは、全国専修学校各種学校総連合会の監事として、会則第14条第5項に基づいて同総連合会の平成26年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）における財務諸表及び収支計算書並びに理事の業務執行状況について監査を行いました。

監査の結果、上記の財務諸表は公益法人会計基準に準拠しており、また、収支計算書は「公益法人会計における内部管理事項について」（平成17年3月）に従っています。

以上により、私たちは、全国専修学校各種学校総連合会の平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する会計年度の正味財産増減の状況並びに同会計年度の収支の状況を適正に表示しているものと認めました。また、理事の業務執行状況に関する不正の行為又は法令若しくは会則その他細則に違反する事実のないことを確認いたしました。

以 上

第3号議案 平成27年度事業計画案

1. 運動方針

(1) 基本方針

国は、直面する少子高齢化の急速な進展に対応し、人口減少に歯止めをかけ、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、「まち・ひと・しごと創生」を政策の大きな柱としている。地域活性化の推進にあたっては、人材の育成が重要であり、これまで地域人材育成に大きな役割を果たし実績をあげてきた専修学校及び各種学校が、今後も中心となって具体的政策を進めることが肝要である。

また、本年は専修学校制度制定40周年となることから、職業教育進展の新たな一步を踏み出すべく記念式典を挙行し、改めて専修学校教育の実績と今後の展望を広く社会へ訴求することが重要である。

このような状況下、全専各連は平成27年度において、引き続き以下の2つの大きな基本方針のもと、専修学校及び各種学校に関する全国的な運動を展開していくこととする。

① 「職業実践専門課程」認定制度の普及・検証と実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関制度化の早期実現

② 専修学校及び各種学校制度の充実・改善に必要な方策の実現

平成26年3月31日、専修学校専門課程における「職業実践専門課程」の文部科学大臣による初めての認定が告示された。今年度は、本認定制度による実践的職業教育の質保証等の事案を検証するとともに、会員校に対する「職業実践専門課程」認定制度導入の周知・啓発活動を積極的に推進し、あわせて本認定制度の社会的認知度の向上を図っていく。

また、平成26年7月3日、教育再生実行会議において「今後の学制等の在り方について（第五次提言）」が採択され、「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関を制度化」し、「高等教育における職業教育の体系を確立する」と明記されたことを受けて、文部科学省に「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する有識者会議」が設置され、審議のまとめが公表された。その後、平成27年4月に「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化」について文部科学大臣の諮問を受けた中央教育審議会は、当該諮問事項を専門に調査・審議する特別部会を設置した。今後、新たな高等教育機関の制度化に向けて、実質的な審議が行われることから、文部科学省と連携し、制度化の早期実現を目指して積極的に推進していかなければならない。

他方、現行制度の充実・改善に必要な方策の実現については、引き続き職業教育・訓練、人材育成や社会人の学び直し、国際通用性等に関するさまざまな議論に積極的に対応していく。また、文部科学省予算の「中核的専門人材養成推進事業」「東日本大震災からの復興専門人材育成支援事業」「留学生就職アシスト事業」等への積極的参画を進めるとともに、特に「専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究事業」については、本連合会、都道府県

協会等、会員校が連携して、専門学校生が経済的理由により修学を断念することなく安心して学べるよう積極的に推進する。あわせて国・地方公共団体に対し、給付型奨学金制度の創設や授業料減免に対する支援など強く求めていかなければならない。

専修学校及び各種学校が、これらの政策に積極的に対応し、職業教育機関としての社会的責務を果たすことが本連合会、ひいては新たな高等教育機関の創設に向けた原動力となる。そのためにも「専修学校における学校評価ガイドライン」等に基づき、専修学校及び各種学校が教育と学校運営の質の保証と向上を推進し、積極的に学校運営の情報等を広く社会に発信し続けることが重要である。

全専各連は、職業教育が我が国の教育再生の重要な柱であることを、改めて広く社会に浸透させ、社会の最前線において職業教育を実践している専修学校及び各種学校の社会的地位の向上、そこに学ぶ学生生徒の社会的評価の向上を図っていくことが、日本経済・産業の活性化、国際競争力の強化につながるものと確信する。

基本方針を踏まえた運動の具体的内容について、以下、重点目標として列挙する。

(2) 重点目標

① 「職業実践専門課程」認定制度の普及・検証と実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関制度化の早期実現

「職業実践専門課程」認定制度の周知・啓発活動を積極的に推進し、本連合会として「指針」を作成し、その普及によってより質の高い実践的な職業教育の社会への浸透を図り、あわせて、引き続き実践的職業教育の質保証に係る事案の検証を行う。

また、中央教育審議会に設置された「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する特別部会」に対応するとともに、新たな高等教育機関の早期法制化に向けた運動を展開する。

② 専修学校及び各種学校制度の充実・改善方策の実現

立法府への幅広く細やかな働きかけや行政府との連携を強化し、専修学校及び各種学校教育への理解・支援を得て、種々の振興方策を着実に実現する。

i. 文部科学省

- ・ 第2期教育振興基本計画に明記された実践的な職業教育体系の真の確立を実現する。
- ・ 職業教育を中核的に担う専修学校及び各種学校の学校制度上の位置づけを明確化し、国民が多様な学習機会を選択しうる、複線型の教育体系の実現を目指す。
- ・ 東日本大震災の被災地域の専修学校及び各種学校、被災した学生生徒及び保護者への財政的・制度的復興支援の充実を求める。
- ・ 継続的に専修学校の振興方策等について協議するための協力者会議を、必要に応じて開催するよう求めるとともに、協力者会議での議論に積極的に対応し、具体的な諸施策・制度改正の実現を求める。

- ・ 「成長分野等における中核的専門人材養成の戦略的推進事業企画推進委員会」や「専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究事業」等の専門学校の振興に資する財政措置に関する議論に積極的に対応する。
- ・ 専門学校及び各種学校の教育機能を最大限に引き出すため、他の学校種との制度的な格差是正、同等の財政・税制的な支援の充実（授業料減免等の修学支援、専門学校生に対する経済的支援策等）、地方交付税交付金の専門学校分の拡充、さらには国による経常費助成の実現を求める。また、各府省庁の会議等の議論に積極的に対応し、文部科学省と連携して、具体的な格差等の早期是正を図るとともに、格差の発生を未然に防止する。
- ・ 専門学校及び各種学校の学生生徒及びその保護者の経済的負担を軽減し、多様な学習機会を保障するため、キャリア教育・職業教育等に対する教育費私費負担の軽減に向けた公的財政支援の充実（高等学校等就学支援金、身体・発達障害等の学生生徒の修学支援等）並びに給付型奨学金の創設を求める。
- ・ 平成27年4月以降のこども・子育て支援新制度の動向を注視しつつ、専門学校における幼稚園教諭養成課程の認可について制度の改善を求める。

ii. 厚生労働省

- ・ 国や地方公共団体に対して、公共職業能力開発施設等との役割分担の徹底を求め、専門学校及び各種学校との競合を回避し、各地域の専門学校・各種学校の振興を図る。
- ・ 離職者訓練その他教育訓練に対して、専門学校・各種学校の教育内容が幅広く提供されるよう、都道府県協会等と連携して会員校に対して積極的な情報提供を行う。特に、職業実践専門課程を有する専門学校には、雇用保険法改正により拡充された教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）の講座指定申請を積極的に推進するよう情報提供を行うとともに、厚生労働省として連携して、専門実践教育訓練が社会人の学び直しとして広く活用される具体的な方策を推進する。

iii. 地方創生への対応

- ・ 国が進める「まち・ひと・しごと創生」の政策を実効性あるものとして推進していくために、特に地域産業の活性化に不可欠な地域人材育成に関して大きな役割を果たしてきた専門学校及び各種学校の実績をもとに、産官学金労（産業界・行政機関・教育機関・金融機関・労働団体）の連携に積極的に参画していく。
- ・ 地域人材育成プランとしての地域ニーズに対応した人材育成については、専門学校及び各種学校に対して、地元の地方公共団体や企業等と連携した実践的プログラムの開発や教育体制の確立が期待されていることを受け、積極的に対応する。
- ・ 今後具体化される「地方創生枠」の奨学金も活用し、卒業生の地元定着率が高い専門学校及び各種学校の特色をさらに伸ばし、地域を担う人材の育成につながるキャリア教育や職業教育を推進する。

iv. その他

- ・ 大規模災害に際して、専門学校及び各種学校が被災した場合に一条校と同様の措置が講

じられ、いち早く教育活動を再開できるよう、激甚災害法の早期改正を求める。

- ・ 専修学校及び各種学校が培ってきた職業教育・キャリア教育の成果等を活用した、他の学校種との連携事業等を行う。

③ 教育の質保証、情報公開、法令遵守等に向けた取り組みの推進

各専修学校及び各種学校において、「専修学校における学校評価ガイドライン」及び「情報提供等への取組に関するガイドライン」に基づく学校評価及び情報公開、また、関係法令の遵守等を徹底するとともに、積極的に教育活動その他学校運営の情報等を正確かつ広く社会に発信し、公的な教育機関としての説明責任を果たす。

i. 文部科学省

- ・ 職業実践専門課程を通じた専門学校の質保証・向上を推進するため、文部科学省と連携して、認定基準に係る事案を検証するとともに、実践的職業教育の好事例について情報発信を行う。
- ・ 東日本大震災からの復興、日本経済の再生、教育再生、暮らしの再生等の国の政策を進める上で、専修学校及び各種学校の役割・重要性が認識され、その教育機能が幅広く活用されるよう求める。
- ・ 「社会人や女性の学び直し教育プログラム」の全国展開（地域版学び直し教育プログラムの開発・実証）に積極的に参画し、専修学校及び各種学校が社会人等による学び直し（キャリアアップ・キャリアチェンジ）を積極的に活用するよう推進する。
- ・ 職業教育・訓練の国際標準化へ対応するため、国内にとどまらず国際通用性を見据えた学習成果や職業能力等の評価のあり方について研究を行う。

ii. 厚生労働省

- ・ 学生生徒のほか社会人教育等に対応し、ジョブ・カード制度をはじめとする、産学官をあげて推進する職業能力評価等の仕組みに積極的に取り組む。

iii. その他

- ・ 昭和50年7月11日「学校教育法の一部改正」により、昭和51年1月11日「専修学校設置基準」が施行され、今年で専修学校制度発足40年を迎えることから、専修学校制度制定40周年記念事業を実施する。本事業を通じ、実践的な職業教育及び専修学校の一層の発展や振興方策等の充実の実現に向けて積極的に取り組む。
- ・ キャリア教育・職業教育に対する社会的認知度の一層の向上に資するよう、地域相互のネットワークを介して事例研究等を含めた情報共有機能を強化し、一般社会への継続的・主体的な情報発信を行う。
- ・ 全国統一の「7月11日 職業教育の日」の広報活動事業、企業等との連携事業を通じて、専修学校及び各種学校と産業界との密接な関係を深め、キャリア教育・職業教育の重要性を広く社会にアピールする。
- ・ 関係府省庁及び機関等に対して、専修学校及び各種学校の実態把握、今後の振興策立案

に必要な各種統計調査の実施や統計データ収集を働きかけるとともに、会員校に対して、各種調査等への積極的な協力を呼びかける。

④全専各連及び都道府県協会等の組織強化・活性化

- ・ 全専各連の諸活動等に関する継続的な情報提供等を通じて、都道府県協会等との連携・協力を深め、また、都道府県協会等間の交流促進を図るとともに、会員校との相互ネットワークによる情報提供、情報共有機能を強化する。
- ・ 重点目標の各項目の実現が最終的には個々の会員校が行うキャリア教育・職業教育の推進と発展に繋がるという意義を共有することにより、全専各連の諸活動に対する会員校の参画意識を高める。また、全国団体として国や地方公共団体等との関係を維持・強化するため、未会員校の加入促進を後押しし、組織率の向上を図る。
- ・ 都道府県協会等及び専修学校及び各種学校が直面する諸課題に対応するため、調査・集計・分析等を積極的に実施する。
- ・ 課程別設置者別部会や分野別専門部会を含む全専各連全体の組織の在り方や活性化方策等を検討する。
- ・ 会員校の教育の質向上や健全な運営、教職員の資質向上、職業教育のより一層の振興に資するため、TCE財団（一般財団法人職業教育・キャリア教育財団）の研修・保険・検定・出版等の各種事業への会員校の参加を促進する。特に専修学校及び各種学校におけるキャリア教育推進のために、教科「職業とキャリア」の積極的導入を図る。
- ・ 2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、専修学校及び各種学校のもつ職業教育機関、生涯学習機関としての機能を活かし、ボランティア活動等への積極的対応を推進する。

2. 会議の開催

(1) 定例総会・理事会

定例総会・理事会を6月に、理事会を2月に開催する（2月の理事会は、全専協と合同で開催）。なお、6月の定例総会では出席者相互の情報交換、親睦を目的に会議終了後に全専協と合同で懇親会を開催する。

<第64回定例総会・第121回理事会（平成27年6月17日／東京・アルカディア市ヶ谷）>

- 平成26年度事業報告
- 平成26年度決算報告ならびに監査報告
- 平成27年度事業計画案<平成27年2月の理事会に原案提出>
- 平成27年度収支予算案<平成27年2月の理事会に原案提出>
- 平成27年度第1次補正予算案
- 役員就任年齢にかかる会則の一部改正等
- 全専各連「職業実践専門課程」指針について（理事会審議事項）

<第122回理事会（平成28年2月25日／東京・アルカディア市ヶ谷）>

- 平成28年度事業計画原案
- 平成28年度収支予算原案

(2) 常任理事会

定例総会及び理事会に提案する議題並びに事業進捗状況等に関連する議案を協議するため、年2回開催。なお、6月及び2月は、定例総会・理事会の日程にあわせて開催する。

(3) 正副会長会議

具体的な事業執行や常任理事会への提出議案を検討するため、適宜開催する。

(4) 新学校制度創設推進本部

実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の先導的試行としての「職業実践専門課程」認定制度の普及と検証を進めながら、新学校種の早期制度化を目的として、全専協と合同で適宜開催する。

なお、具体的な方策等に関する議論は、新学校制度創設推進本部のもとに設置するワーキンググループで行う。

(5) 都道府県協会等代表者会議

文部科学省平成28年度専修学校関係予算、ブロック会議報告等の情報提供及び情報交換を主な目的として、11月27日に東京・アルカディア市ヶ谷で開催する。

(6) 課程別設置者別部会代表者会議

各課程別設置者別部会の活動を活性化すること等を目的に年1回開催する。

(7) ブロック会議

全国9ブロックにおいて以下のとおり開催する。

- 北海道：平成27年 8月 7日（金）～8日（土）釧路市・ANAクラウンプラザ釧路
- 東北：平成27年 9月 4日（金）宮城県・江陽グランドホテル
- 北関東信越：平成27年 8月28日（金）栃木県・栃木県総合教育センター
- 南関東：平成27年10月29日（木）東京都・KKRホテル東京
- 中部：平成27年 8月20日（木）～21日（金）石川県・ホテル日航金沢
- 近畿：平成27年 8月 7日（金）奈良県・奈良ホテル
- 中国：平成27年 7月16日（木）岡山県・岡山国際ホテル
- 四国：平成27年 8月 6日（木）～7日（金）徳島県・グランヴィリオ徳島
- 九州：平成27年 7月23日（木）～24日（金）福岡県・ANAクラウンプラザ福岡

(8) 事務担当者会議

事業計画や個々の事業の諸手続を説明し、都道府県協会等の共通の課題等について意見交換することを目的に、TCE財団と共催で4月17日、東京・アルカディア市ヶ谷で開催する。

3. 委員会活動方針

(1) 総務委員会

本委員会は、会の運営に係る全般を所管し、

- 文部科学省及び関係諸官庁並びに関係団体との折衝等
- 運動方針並びに事業計画の検討
- 総会及び理事会並びに式典に関する事項
- 広報及び会員校に関する事項
- 協力者会議に関する事項

などを主な業務とする。

本委員会は、「専修学校及び各種学校制度の充実・改善に必要な方策の実現」等にかかる事項について検討し、具体的方策を取りまとめるほか、専修学校及び各種学校の振興並びに当面する課題等について、文部科学省をはじめ関係府省庁等とも協議を行いながら、対応方策を取りまとめて活動を行う。また、平成25年度に制度化された「職業実践専門課程」認定制度についての周知、啓発活動を行う。

なお、引き続き小委員会のもとで具体的な個別の活動を実施する。主な活動は以下のとおり。

《激甚災害法対応》

- 緊急性が高い代表的格差である激甚災害法の適用の早期実現に向けた、調査研究活動の推進
- 東日本大震災の被災地域の専修学校及び各種学校、被災した学生生徒及び保護者への財政的・制度的復興支援への対応

《振興策対応》

- 継続的に専修学校等の振興方策について協議する、協力者会議への対応
- 協力者会議報告・提言事項の具現化に向けた対応
- 「専修学校生への経済的支援の在り方に関する検討会」等の専修学校の振興に資する財政措置に関する議論への積極的対応
- 専修学校及び各種学校の教育機能を最大限に引き出すため、他の学校種との制度的格差等の実態の整理、個々の具体的な格差等の早期是正に向けた方策の整理、関係方面との協議・要望活動への積極的対応
- 専修学校及び各種学校の振興に不可欠な、国や地方公共団体からの助成の拡充、地方交付税交付金の大幅拡充、租税優遇措置の充実等の実現に向けた関係方面との協議・要望活動への対応
- 保護者の経済的負担軽減に資する、教育私費負担軽減に向けた公的財政支援制度、給付型奨学金の創設要望への対応
- 企業や業界団体との組織的な連携・協力事業の立ち上げへの対応
- 「社会人や女性の学び直し教育プログラム」開発・実証等への積極的な対応
- 専修学校及び各種学校制度の充実に資する客観的データ・統計数値等の収集及び調査等への積極的な協力対応の周知
- TCE財団等との連携による学校評価及び教育訓練の質保証等への対応
- 東京オリンピック・パラリンピックでのボランティア活動等への対応

《中央教育審議会対応》

- 専修学校及び各種学校、職業教育等に関わる中央教育審議会各分科会等の審議事項の検討、意見の募集やヒアリング等への対応

《厚生労働省対応》

- 厚生労働省が実施する雇用対策事業への対応方策の検討
- 人材育成、職業能力開発、職業教育・訓練等に関わる厚生労働省の会議への対応、関連する諸事業の効果的な方策の研究及び厚生労働省所管課との協議
- 公共職業能力開発施設の統合・再編等を含む役割分担にかかる対応方策の検討、文部科学省及び厚生労働省との三者協議開催の働きかけ
- 離職者訓練及び社会人の学び直し（専門実践教育訓練）等への対応
- ジョブ・カード制度等への対応

《広報対応》

- 「職業実践専門課程」認定制度及び新たな高等教育機関の制度化に関する全専各連ホームページ等を活用した積極的情報発信
- 本委員会と全専協の総務運営委員会広報対応担当による、「7月11日 職業教育の日」の普及啓発にかかる諸事業の企画運営
- 地域相互のネットワークを介した情報共有機能強化と一般社会への継続的・主体的な情報発信への対応
- 会員校が利益を享受できる情報提供の在り方の検討
- 本連合会及び職業教育ネットのホームページの運営
- 専修学校及び各種学校教育・職業教育の振興に関する学会等への積極的な対応にかかる会員校への周知

（2）財務委員会

本委員会は、会の財務・会費に係る全般を所管し、

- 予算及び決算に関する事項
- 会費に関する事項
- 財産の管理に関する協議・提言事項

などを主な活動内容とする。

会として財務上の健全かつ適正な運営が図られるよう、予算執行状況等を確認する。また、今後の財政状況を勘案しつつ、各委員会等との議論を通じて重点化すべき計画等を確認しつつ、収支の均衡等に配慮した予算原案の立案を行う。

なお、平成27年度に行う「専修学校制度制定40周年事業」については、特別会計を設け実施する。

また、組織委員会と連携しながら、引き続き組織と会費の将来的な方向性についても検討を行う。

（3）組織委員会

本委員会は、会の組織に係る全般を所管し、

- 組織の活性化に関する協議・提言事項
- 組織見直しに伴う会則改正に関する事項

などを主な活動内容とする。

会長諮問事項〔重要課題のより一層の推進に資する役員の就任年齢の在り方について〕により、全専各連の目標である「職業実践的な教育に特化した新たな高等教育機関の創設」に向けて、より強力に運動を展開していく上で、平成22年の会則等改正の趣旨を踏まえつつ、組織

を指導・牽引する役員のあり方について検討を行う。

なお、全専各連が全国団体として機能し、継続的に事業を推進していくために、平成24年6月の総会における、組織委員会中間答申としてとりまとめられた「今後の課程別設置者別部会の将来像（案）」についてさらに検討する。あわせて、職業実践専門課程・職業実践的な教育に特化した新たな高等教育機関の制度化を見据えながら、将来的な組織の在り方・組織改革について慎重に協議する。

また、財務委員会と連携しながら、引き続き組織と会費の将来的な方向性について検討を行うとともに、会議等で指摘を受けた規定上の課題等を精査・検討して、必要に応じて会則等の改正案のとりまとめを行う。

（４）専修学校制度制定４０周年事業実行委員会

専修学校制度４０周年記念式典・祝賀会を挙行し、専修学校制度のこれまでの歩を振り返るとともに、今後の新たな職業教育の展開を目指し、我が国の職業教育を担う専修学校の一層の発展・充実を期する会とする。また、「職業実践専門課程」制度創設の祝意を表する会とする。なお、記念誌を編纂・発行し、会員校をはじめとした関係者に配布する。

開催日：平成27年7月10日（金）

会 場：アルカディア市ヶ谷

４．広報活動の一層の推進

（１）「7月11日 職業教育の日」の推進

「7月11日 職業教育の日」にかかる事業の推進を、引き続き全専協と連携して、専修学校及び各種学校における職業教育の実績と今後果たすべき使命について積極的に広報活動を実施する。

総務委員会と全専協総務運営委員会の広報対応小委員会において、「7月11日 職業教育の日」の普及啓発にかかる諸事業を企画運営し、職業教育の意義や社会的使命等を広く訴えるため、一般に広く利用されるプロモーショングッズ等を作成し、都道府県協会等及び関係方面に配布する。

（２）「広報全専各連」による情報提供

専修学校及び各種学校をめぐる動向や本連合会の活動状況等をまとめた「広報全専各連」を年４回発行し、ホームページへ掲載、会員校等に配布する。

（３）ホームページを活用した広報活動の推進

①職業教育ネット（<http://www.shokugyokyouiku.net/>）

30周年記念行事事業の一環として平成17年12月にオープンした「職業教育ネット」を通じて、職業教育への社会的認知度を高めるとともに、ブログを活用した校種を問わない人的交流、職業教育に関する研究・成功事例のデータベース化を図る。

②全専各連ホームページ（<http://www.zensenkaku.gr.jp/>）

当ホームページは、会員校に対する「活動の報告」、「予定日程の公表」、「行政情報等の提供」を主たる目的として運用を行っており、特に情報の迅速な掲載と内容のさらなる充実を図っていく。

5. 課程別設置者別部会活動方針

(1) 全国学校法人立専門学校協会

活動方針原案

①「職業実践専門課程」認定制度の普及・検証と実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関制度化の早期実現

「職業実践専門課程」認定制度の周知・啓発活動を積極的に推進し、全専各連が作成する「指針」の普及によってより質の高い実践的な職業教育の社会への浸透を図り、あわせて、引き続き実践的職業教育の質保証に係る事案の検証を行う。

また、中央教育審議会に設置された「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する特別部会」に対応するとともに、新たな高等教育機関の早期法制化に向けた運動を展開する。

②専門学校制度の充実・改善方策の実現

立法府への幅広く細やかな働きかけや行政府との連携を強化し、専門学校教育への理解・支援を得て、種々の振興方策を着実に実現する。

i. 文部科学省

- ・ 第2期教育振興基本計画に明記された実践的な職業教育体系の真の確立を実現する。
- ・ 職業教育を中核的に担う専門学校の学校制度上の位置づけを明確化し、国民が多様な学習機会を選択しうる、複線型の教育体系の実現を目指す。
- ・ 東日本大震災の被災地域の専門学校、被災した学生及び保護者への財政的・制度的復興支援の充実を求める。
- ・ 継続的に専門学校の振興方策等について協議するための協力者会議を、必要に応じて開催するよう求めるとともに、協力者会議での議論に積極的に対応し、具体的な諸施策・制度改正の実現を求める。
- ・ 「成長分野等における中核的専門人材養成の戦略的推進事業企画推進委員会」や「専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究事業」等の専門学校の振興に資する財政措置に関する議論に積極的に対応する。
- ・ 専門学校の教育機能を最大限に引き出すため、他の学校種との制度的な格差是正、同等の財政・税制的な支援の充実（授業料減免等の修学支援、専門学校生に対する経済的支援策等）、地方交付税交付金の専修学校分の拡充、さらには国による経常費助成の実現を求める。また、各府省庁の会議等の議論に積極的に対応し、文部科学省と連携して、具体的な格差等の早期是正を図るとともに、格差の発生を未然に防止する。
- ・ 専門学校の学生及びその保護者の経済的負担を軽減し、多様な学習機会を保障するため、キャリア教育・職業教育等に対する教育費私費負担の軽減に向けた公的財政支援の充実（身体・発達障害等の学生の修学支援等）並びに給付型奨学金の創設を求める。
- ・ 平成27年4月以降のこども・子育て支援新制度の動向を注視しつつ、専門学校における幼稚園教諭養成課程の認可について制度の改善を求める。

- ・ 「専修学校留学生就職アシスト事業」に積極的に対応するとともに、専門学校における留学生受け入れに関する自主規約等の遵守に努め、適正な留学生の受け入れや指導を推進する。あわせて、留学生をめぐる専門学校と大学との格差の是正を求め、留学生30万人計画の実現に資する活動を推進する。また、「専修学校発行の卒業証明書等を外国で使用する際の証明の取得方法」手続きに関する周知徹底及び啓発活動を充実する。

ii. 厚生労働省

- ・ 国や地方公共団体に対して、公共職業能力開発施設等との役割分担の徹底を求め、専門学校との競合を回避し、各地域の専門学校の振興を図る。
- ・ 離職者訓練その他教育訓練に対して、専門学校の教育内容が幅広く提供されるよう、都道府県協会等と連携して会員校に対して積極的な情報提供を行う。特に、職業実践専門課程を有する専門学校には、雇用保険法改正により拡充された教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）の講座指定申請を積極的に推進するよう情報提供を行うとともに、厚生労働省として連携して、専門実践教育訓練が社会人の学び直しとして広く活用される具体的な方策を推進する。

iii. 地方創生への対応

- ・ 国が進める「まち・ひと・しごと創生」の政策を実効性あるものとして推進していくために、特に地域産業の活性化に不可欠な地域人材育成に関して大きな役割を果たしてきた専門学校の実績をもとに、産官学金労の連携に積極的に参画していく。
- ・ 地域人材育成プランとしての地域ニーズに対応した人材育成については、専門学校に対して、地元の地方公共団体や企業等と連携した実践的プログラムの開発や教育体制の確立が期待されていることを受け、積極的に対応する。
- ・ 今後具体化される「地方創生枠」の奨学金も活用し、卒業生の地元定着率が高い専門学校の特色をさらに伸ばし、地域を担う人材の育成につながるキャリア教育や職業教育を推進する。

iv. その他

- ・ 大規模災害に際して、専門学校が被災した場合に一条校と同様の措置が講じられ、いち早く教育活動を再開できるよう、激甚災害法の早期改正を求める。
- ・ 専門学校が培ってきた職業教育・キャリア教育の成果等を活用した、他の学校種との連携事業等を行う。

③ 教育の質保証、情報公開、法令遵守等に向けた取り組みの推進

各専門学校において、「専修学校における学校評価ガイドライン」及び「情報提供等への取組に関するガイドライン」に基づく学校評価及び情報公開、また、関係法令の遵守等を徹底するとともに、積極的に教育活動その他学校運営の情報等を正確かつ広く社会に発信し、公的な教育機関としての説明責任を果たす。

i. 文部科学省

- ・ 職業実践専門課程を通じた専門学校の質保証・向上を推進するため、文部科学省と連携して、認定基準に係る事案を検証するとともに、実践的職業教育の好事例について情報発信を行う。
- ・ 東日本大震災からの復興、日本経済の再生、教育再生、暮らしの再生等の国の政策を進める上で、専門学校の役割・重要性が認識され、その教育機能が幅広く活用されるよう求める。
- ・ 「社会人や女性の学び直し教育プログラム」の全国展開（地域版学び直し教育プログラムの開発・実証）に積極的に参画し、専門学校が社会人等による学び直し（キャリアアップ・キャリアチェンジ）を積極的に活用するよう推進する。
- ・ 職業教育・訓練の国際標準化へ対応するため、国内にとどまらず国際通用性を見据えた学習成果や職業能力等の評価のあり方について研究を行う。

ii. 厚生労働省

- ・ 学生生徒のほか社会人教育等に対応し、ジョブ・カード制度、産学官をあげて推進する職業能力評価等の仕組みに積極的に取り組む。

iii. その他

- ・ 昭和50年7月11日「学校教育法の一部改正」により、昭和51年1月11日「専修学校設置基準」が施行され、今年で専修学校制度発足40年を迎えることから、専修学校制度制定40周年記念事業を通じた実践的な職業教育及び専門学校の一層の発展や振興方策等の充実の実現に向けて積極的に取り組む。
- ・ キャリア教育・職業教育に対する社会的認知度の一層の向上に資するよう、地域相互のネットワークを介して事例研究等を含めた情報共有機能を強化し、一般社会への継続的・主体的な情報発信を行う。
- ・ 全国統一の「7月11日 職業教育の日」の広報活動事業、企業等との連携事業を通じて、専門学校と産業界との密接な関係を深め、キャリア教育・職業教育の重要性を広く社会にアピールする。
- ・ 関係府省庁及び機関等に対して、専門学校の実態把握、今後の振興策立案に必要な各種統計調査の実施や統計データ収集を働きかけるとともに、会員校に対して、各種調査等への積極的な協力を呼びかける。

(2) 全国高等専修学校協会

活動方針原案

①高等専修学校の振興策の実現

- 文部科学省委託事業「成長分野等における中核的専門人材養成の戦略的推進事業」における『高等専修学校における高等教育機関と接続したモデル・カリキュラム開発と就労支援システムの構築』事業等を推進する。
- 全会員校の学校評価・情報公開の実現し、公的教育機関として独自の財政措置と、未解決の格差是正の実現を目指す。

- iii 啓発資料（高等専修学校パンフレット）の毎年度発行を国に求め、高等専修学校の社会的認知度向上のための活動を推進する。
- iv わかりやすい学校制度とするために、専修学校設置基準分離の議論の再開を求める。
- v 高等専修学校に学ぶ発達障がい生徒の受け入れ、修学ならびに進路指導に関する支援を推進する。
- vi 高等専修学校における「いじめ問題」に対して適切な対応を推進する。
- vii 各都道府県における高等専修学校に対する「授業料軽減等措置」を推進する。
- viii 東京都の「私立専修学校特別支援教育事業費補助」※をモデルとした各道府県における発達障がい生徒受け入れに関する予算措置を創設する。
- ix 各都道府県における授業料減免措置に対する国の支援事業を求める。
- x 高等学校等就学支援金のより一層の充実を求める。

②高等専修学校と高等学校との格差是正

- i 国及び都道府県における経常費助成措置
- ii 独立行政法人 日本スポーツ振興センター災害共済給付への加入
- iii 都道府県公私連絡協議会への参加

③組織力の強化

- i 協会が行う事業について周知、支援・協力の要請
- ii 体育大会等の協会主催事業への参加要請

④調査・統計資料の収集

- i 高等専修学校の実態把握に関する事項
- ii 技能連携等の実態把握に関する事項

⑤高等専修学校のPR・認知度のアップ

- i 母校訪問の全国展開
- ii 高等専修学校展の普及
- iii 職業体験講座の積極的普及
- iv 協会ホームページ・メールマガジンの充実

⑥高等専修学校の個性化の推進

- i 高等学校との差別化及び高等専修学校の個性化に関する調査研究の推進
- ii 高等専修学校教育を支援する国からの公的施策への積極的対応

⑦生徒表彰

- i 成績優秀生徒及び部活動等における優秀生徒への表彰

⑧無認可校（サポート校）及び技能連携施設問題への対応

- i 行政への働きかけ
- ii 募集時期等の諸問題の調査研究

※東京都の「私立専修学校特別支援教育事業費補助」とは、都内の私立専修学校高等課程で障がいをもつ生徒が在籍する学校の設置者に、運営費の一部を補助する制度。平成15年度より実施され、平成26年度の生徒一人あたりの補助単価は、「私立幼稚園特別支援教育事業費補助」と同額の392,000円である。

(3) 全国個人立専修学校協会

活動方針原案

①本協会の今後の在り方に関する検討

- i 本協会の今後の方向性とその将来像についての協議
- ii 個人立専修学校の振興を図るための全専各連との密接な情報交換・連携

②個人立専修学校の振興のための具体的な課題

- i 固定資産税の減免
 - 市町村税である固定資産税の減免については、地域別、各校別で積極的に陳情活動を展開する
 - 陳情の方策について具体的事例を収集し、各校への啓発活動を推進する
- ii 固定資産税減免を推進するための具体的な陳情資料等の研究
- iii 学校の円滑な承継の研究
 - 生前の設置者変更にかかる方策の研究
 - 相続税等の研究

③学校評価等の推進

- i 専修学校における学校評価・情報公開ガイドラインへの対応

④厚生労働省職業訓練施策への対応

- i 公共職業訓練（離職者訓練）
- ii 求職者支援訓練
- iii 教育訓練給付

⑤会員校への情報の周知徹底

- i 研修会等による情報提供
- ii 行政との情報交換
- iii 事業への協力要請

⑥新学校種創設と現行制度の充実・改善方策の推進への対応

- i 職業実践専門課程ならびに通信制・単位制学科への対応
- ii 全専各連の一員としての役割を果たす

(4) 全国各種学校協会

活動方針原案

①各種学校制度の改革

平成18年に改正された教育基本法には、『生涯学習の理念』が謳われ「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」と規定されている。

入学資格に特に制限がない各種学校は、誰でも自由に、職業上または生活上必要な専門的知識や技能等を学ぶことができる機能を有しており、生涯学習の観点から最も期待される学校である。

すでに数次にわたって文部科学省において行われた協力者会議等において、各種学校の振興は、専修学校の振興と一体として図ることが望ましいと提言されていることから、今後の各種学校の振興方策として、各種学校と専修学校一般課程を統合して「専修学校生涯学習課程（仮称）」とする専修学校制度の改正が求められる。

また、各種学校における入学定員の変更は、認可事項となっているが、一方、専修学校に

おける入学定員の変更は届出事項となっていることから、各種学校においても専修学校同様、より柔軟な取扱いとすることが求められる。

なお、平成23年1月に「職業実践的な教育に特化した枠組みの必要性」を盛り込んだ中央教育審議会答申『今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について』がとりまとめられ、全専各連の運動方針重点項目「新学校種の創設」については、今後大きく進展していくことが期待される。本協会としても職業教育の新たな展開としてその動向を注視する必要がある。

②全国各種学校協会生涯学習カレッジ講座認定事業の推進

真に地域社会に根ざす生涯学習の担い手としての各種学校の振興に資する事業として、「全国各種学校協会生涯学習カレッジ講座認定事業」を積極的に推進し、事業の定着とともにより一層の充実を図る。

③各種学校の社会への発信力の強化

各種学校の社会に対する発信力を強化するために、協会ホームページの充実を図る。

④学校評価等への取り組みの推進

専修学校における学校評価・情報公開ガイドラインの策定にともない、地域の教育を担う公器としての各種学校の社会的説明責任を果たす観点から、専修学校に準じた学校評価と情報公開の積極的推進を図る。

⑤教育費私費負担の軽減に資する公的財政支援制度（教育バウチャー制度）の研究

本来、教育にかかる補助や援助は、学びたい人の学びの意欲を等しく支援することが望ましい。そのための最も効果的な制度は、いわゆる「教育バウチャー制度（教育チケット）」である。

「学びを選ぶ権利」は国民にあり、学校は「選ばれる場」となるべく、教育環境の整備と充実に努めることが必要である。高校や大学に進学しない少数派の人たちにも、平等に国家の支援を享受できる社会を実現することが望ましい。

なお、東日本大震災により経済的理由から、就学等が困難となった世帯の生徒等に、緊急的な就学支援を実施するため、平成23年度補正予算として「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」が計上され、東日本大震災により被災した私立の各種学校（修業年限は2年以上）の学生・生徒についても、専修学校や他の1条校と同様に授業料等減免措置の対象となった。

また、高等学校等就学支援金の制度対象校の拡大により、一定要件を満たす各種学校についても、高等学校等と同様の支援策が講じられることとなった。

これらのことは、学ぶ側の視点に立った政策として評価できる。

このような観点から、教育バウチャー制度に関する情報の収集、研究を行う。

⑥日本政策金融公庫が行う「国の教育ローン」の普及・啓発

各種学校は、日本政策金融公庫が行う「国の教育ローン」の融資の対象となっている（ただし、修業年限が6ヵ月以上で、中学卒業以上を対象とする教育施設に限る）。

融資の対象としては、学校納付金、受験にかかった費用、アパート・マンションの敷金・家賃など、教科書代、学習用品費等、使いみちは多岐にわたり、教育資金の必要な学生にとり有効な手段と考えられることから、あらゆる機会を活用して会員校に周知し、普及・啓発に努めることとする。

⑦会員校の増強

各都道府県協会等の各種学校未会員校に対して、本協会の事業活動等の情報を提供して都

道府県協会等への入会を促進するとともに本協会活動への参加を積極的に促し、会員校の増強を図ることとする。

6. 分野別専門部会活動方針概要

(1) 全国工業専門学校協会

- ①平成27年度幹事会の開催
- ②第37回（平成27年度）定例総会の開催
- ③全国工業専門学校協会長賞の実施

(2) 全国語学ビジネス観光教育協会

「観光英語検定試験」を年2回開催。あわせて検定試験関連書籍等の作成・発行を行い、会員校・検定試験等の広報活動に努める。また、例年通り「全国専門学校英語スピーチコンテスト」を開催し、語学ビジネス観光教育の充実向上に努める。

- ①第32回観光英語検定試験
平成27年6月28日：1・2・3級
- ②第33回観光英語検定試験
平成27年10月25日：1・2・3級
- ③第33回全国専門学校英語スピーチコンテスト
平成27年12月7日：東京・日本橋公会堂

(3) 全国服飾学校協会

- ①全国服飾学校「ファッション画コンクール」の開催（東京）
- ②「2015Tokyo 新人デザイナーファッション大賞（アマチュア部門）」開催（東京）

(4) 特定非営利活動法人全国美術デザイン専門学校教育振興会

- ①第27回「全日本高校デザイン・イラスト展」開催予定
本年度は内容や実施組織を再編成する予定である。
作品応募期間：平成27年8月～9月予定
巡回展示：平成27年10月～全国各地で開催予定
- ②「ADEC色彩士検定を紹介するホームページ」のリニューアルを予定
- ③「ADEC発足30周年」行事の開催
- ④研修委員会
職業実践専門課程に対応した専門分野の教員研修を実施予定。会員校の相互交流と教育内容のさらなる充実を目的とする、研修会を開催する予定
- ⑤事業委員会
色彩士検定の実施
第38回色彩士検定試験：平成27年9月6日（3級）
第39回色彩士検定試験：平成28年1月24日（2級・3級）
4級ウェブ試験：通年無料で実施している。

(5) 全国予備学校協議会

社会の変化に的確な対応を図り、全専各連の分野別専門部会としての活動を通じて、学校

教育制度の一環としての教養基礎教育を担う予備学校の教育と経営の充実向上に努める。

- ①学校の教育と経営の充実向上を図るための調査研究
- ②予備学校の教育と経営に関する研修会の開催
- ③広報活動
- ④大学入試センター試験説明協議会への参加

(6) 一般社団法人全国専門学校情報教育協会

情報系専門学校及び情報機器を活用するすべての専門学校を対象に、以下の事業を実施する。

- ①会員加入促進強化
- ②情報教育に関する調査・研究事業の実施
- ③情報教育担当教員研修会、専修学校フォーラム2016などの実施
- ④第24回全国専門学校ロボット競技会の開催
- ⑤第12回ビジネスプロデュースコンペティションの開催
- ⑥第4回専門学校ゲームコンペティションの開催
- ⑦第2回CG作品コンテストの開催
- ⑧新検定試験実施の検討
- ⑨体系的教員研修事業等の実施
- ⑩文部科学省事業の受託
- ⑪インターネットを活用した情報の提供

(7) 公益社団法人全国経理教育協会

常置委員会の機能を強化し平成27年度の事業を推進する。

- ①公益社団法人としての事業の推進（簿記経理・税務教育の普及振興、検定公益事業の拡充）
- ②既存検定試験の見直し・新検定の開発
- ③全国簿記電卓競技大会の開催（平成27年9月6日東京ガーデンパレスにて開催予定）
- ④受験教材の整備（問題集・テキスト開発）
- ⑤試験会場の拡大
- ⑥収益事業の拡充
- ⑦検定試験の国際化の推進
- ⑧講習会・研修会の開催
- ⑨電卓世界大会の開催検討
- ⑩コンプライアンスの強化及び諸規定の整備

(8) 公益社団法人全国珠算学校連盟

- ①第34回全日本珠算技能競技大会
日程：平成27年7月30日（木）
会場：東京都 浅草橋ヒューリックホール
- ②第44回全国珠算学校集合研修会
日程：平成27年8月18日～19日
会場：広島市中区「リーガロイヤルホテル広島」
- ③第7回指導者研修会「明日の珠算を考える会2015」

日程：平成27年10月4日（日）
会場：東京都 東京ガーデンパレス

（9）全国専門学校日本語教育協会

平成26年より、専門学校代表である全国専門学校日本語教育協会（全専日協）と各種学校の代表である全国各種学校日本語学校協議会（全各日協）が全国専門学校各種学校日本語教育連絡協議会（専各日協）を設立し、緊急性のある今日的課題、中期的展望を踏まえた振興策を推進する基礎作りを踏まえ、平成27年度から本格的に始動した。現在、日本語教育への社会的要請は益々高まっていると思われるが、一方で日本語教育界が統一性を失い極めて不透明な状況にある。本会が日本語教育界の牽引的な役割を果たし得るために以下の事業を積極的に展開する。

I. 新規事業

一般社団法人全国専門学校各種学校日本語教育協会に関する事業

（※全国専門学校日本語教育協会を社団として改組）

設立総会・記念式典・記念パーティ

日時：平成27年7月15日

①調査事業

- 日本語学校認可に絡む推移予想（都道府県）に関する事
- 日本語学科を除く専門学校、大学、大学院との連携強化に関する事
- 専門学校、各種学校に関する認知状況・啓発に関する事（在外公館、関係団体）

②研究事業

- 内外高等教育機関との連携
- 行政機関と連携して対応を研究
- 学習者支援のスキームの構築
- 日本語教育分野における評価システムの研究
- グローバル人材養成
- 2020年東京オリンピック・訪日外国人2000万人に向けた国際化支援

II. 従来事項

事業計画は、5月の総会にて決定する。

①理事会・総会

- 年2回（6～7月、3月）

②総務委員会

- 新規会員校の獲得
- 留学生の動向把握と対策（協議会事業）
- 日本の学校制度（専門学校の地位）を海外に認知させるための対策（協議会事業）
- 国内外の高等教育機関との連携事業の推進（協議会事業）

③教育研究委員会

- 第28回全国専門学校日本語学習外国人留学生日本語弁論大会の開催（大阪）
- 会員校の教育交流、教員研修の推進

④学生対策委員会

- 国内外の高等教育機関との連携事業の推進（協議会事業）
- 外国人留学生の就労支援や受け入れについて専門学校が果たす役割の研究事業の推進

- ホームページの充実（多言語対応や他の関連サイトとのリンクなど）
- 日本留学フェアの参加（資料参加を含む）
- ⑤国際交流委員会
 - 国際交流セミナーの開催（年2回・各総会終了後）

（10）全国専門学校リハビリテーション協会

- ①平成27年度 定例総会・情報交換会の開催
- ②担当者会議の開催

平成27年度 年間主要会議日程

◆平成27年

- 4月17日（金）事務担当者会議（東京都・アルカディア市ヶ谷）
- 6月17日（水）全専各連第64回定例総会・第121回理事会（東京都・アルカディア市ヶ谷）
- 6月18日（木）全国学校法人立専門学校協会定例総会・理事会（東京都・アルカディア市ヶ谷）
- 7月10日（金）専修学校制度制定40周年記念式典（東京都・アルカディア市ヶ谷）
- 7月16日（木）中国ブロック会議（岡山県・岡山国際ホテル）
- 7月23日（木）～24日（金）九州ブロック会議（福岡県・ANAクラウンプラザ福岡）
- 8月 6日（木）～7日（金）四国ブロック会議（徳島県・グランヴィリオ徳島）
- 8月 7日（金）～8日（土）北海道ブロック会議（釧路市・ANAクラウンプラザ釧路）
- 8月 7日（金）近畿ブロック会議（奈良県・奈良ホテル）
- 8月20日（木）～21日（金）中部ブロック会議（石川県・ホテル日航金沢）
- 8月28日（金）北関東信越ブロック会議（栃木県・栃木県総合教育センター）
- 9月 4日（金）東北ブロック会議（宮城県・江陽グランドホテル）
- 10月29日（木）南関東ブロック会議（東京都・KKRホテル東京）
- 11月27日（金）都道府県協会等代表者会議（東京都・アルカディア市ヶ谷）

◆平成28年

- 2月25日（木）全専各連第122回理事会・全専協理事会合同会議（東京都・アルカディア市ヶ谷）

<その他>

第70回全国私立学校審議会連合会総会

- 平成27年10月22日（木）～23日（金）
- 新潟県・ホテルオークラ新潟

第4号議案 平成27年度収支予算案

収支予算書(案)

平成27年 4月 1日から平成28年 3月31日まで

一般会計

(単位：円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
基本財産運用収入	(30,000)	(40,000)	(△ 10,000)	
基本財産利息収入	30,000	40,000	△ 10,000	
入金収入	(400,000)	(400,000)	(0)	
入金収入	400,000	400,000	0	
会費収入	(120,000,000)	(120,000,000)	(0)	
都道府県協会等会費収入	118,000,000	118,000,000	0	26年度実績より2.5%減額
分野別専門部会費収入	2,000,000	2,000,000	0	200,000×10部会
雑収入	(20,000)	(20,000)	(0)	
受取利息収入	10,000	10,000	0	
雑収入	10,000	10,000	0	
事業活動収入計	120,450,000	120,460,000	△ 10,000	
2. 事業活動支出				
会議運営費支出	(20,400,000)	(25,800,000)	(△ 5,400,000)	会議旅費及び会議室料
総会運営費支出	1,300,000	1,400,000	△ 100,000	
役員会運営費支出	5,500,000	6,400,000	△ 900,000	
委員会運営費支出	3,300,000	7,700,000	△ 4,400,000	40周年準備委員会減
事務担当者会議費支出	1,700,000	1,700,000	0	
ブロック会議費支出	6,300,000	6,300,000	0	
出張旅費支出	2,300,000	2,300,000	0	ブロック会議役員出席等
振興対策費支出	(4,300,000)	(3,300,000)	(1,000,000)	
会議費支出	300,000	300,000	0	
対策諸費支出	4,000,000	3,000,000	1,000,000	
広報活動費支出	(4,300,000)	(4,300,000)	(0)	
広報活動費支出	2,050,000	2,050,000	0	H P関係経費・広告掲載
広報発行費支出	2,250,000	2,250,000	0	
協会運営費支出	(27,190,000)	(27,190,000)	(0)	
協会運営費支出	27,190,000	27,190,000	0	課程別設置者別部会
職業教育の日推進費支出	(1,700,000)	(1,700,000)	(0)	
職業教育の日推進費支出	1,700,000	1,700,000	0	エコバッグ・カレンダー
管理費支出	(60,700,000)	(60,900,000)	(△ 200,000)	
給料手当支出	38,500,000	38,500,000	0	
退職金支出	10,000	10,000	0	
法定福利費支出	6,400,000	6,300,000	100,000	
福利厚生費支出	600,000	600,000	0	
顧問料支出	2,060,000	2,060,000	0	
雑給支出	2,000,000	2,000,000	0	パート1名
交通費支出	850,000	1,150,000	△ 300,000	
通信費支出	400,000	440,000	△ 40,000	
新聞図書費支出	300,000	300,000	0	
印刷費支出	260,000	260,000	0	
消耗品費支出	600,000	600,000	0	
光熱水費支出	500,000	500,000	0	私学会館11階 1/3
家賃支出	4,770,000	4,770,000	0	私学会館11階 1/3
公租公課支出	50,000	50,000	0	固定資産税
支払手数料支出	790,000	750,000	40,000	
都道府県協会等交付金支出	2,360,000	2,360,000	0	会費118,000,000×2%
雑支出	250,000	250,000	0	
他会計への繰入支出	(19,000,000)	(0)	(19,000,000)	
特別会計への繰入支出	19,000,000	0	19,000,000	40周年記念事業
事業活動支出計	137,590,000	123,190,000	14,400,000	
事業活動収支差額	△ 17,140,000	△ 2,730,000	△ 14,410,000	

(単位：円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
Ⅱ 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
特定預金取崩収入	(26,844,500)	(9,000,000)	(17,844,500)	
退職給与特定預金振替収入	3,344,500	0	3,344,500	*財団との職員異動
活性化対策特定預金取崩収入	9,500,000	9,000,000	500,000	各種事業の推進及び強化
40周年記念特定預金取崩収入	14,000,000	0	14,000,000	40周年特定預金取崩分
投資活動収入計	26,844,500	9,000,000	17,844,500	
2. 投資活動支出				
特定預金支出	(7,594,500)	(22,950,000)	(△ 15,355,500)	
退職給与引当特定預金支出	4,250,000	3,950,000	300,000	期末退職給与要支給額
退職給与引当特定預金振替支出	3,344,500	0	3,344,500	*財団との職員異動
活性化対策特定預金支出	0	19,000,000	△ 19,000,000	
投資活動支出計	7,594,500	22,950,000	△ 15,355,500	
投資活動収支差額	19,250,000	△ 13,950,000	33,200,000	
Ⅲ 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
財務活動収入計	0	0	0	
2. 財務活動支出				
財務活動支出計	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	
Ⅳ 予備費支出	(2,000,000)	(2,000,000)	(0)	
当期収支差額	110,000	△ 18,680,000	18,790,000	
前期繰越収支差額	56,892,947	75,572,947	△ 18,680,000	
次期繰越収支差額	57,002,947	56,892,947	110,000	

収支予算書(案)

平成27年 4月 1日から平成28年 3月31日まで

特別会計

(単位：円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
他会計からの繰入収入	(19,000,000)	(0)	(19,000,000)	
一般会計からの繰入収入	19,000,000	0	19,000,000	
事業活動収入計	19,000,000	0	19,000,000	
2. 事業活動支出				
40周年記念式典・祝賀会費支出	(12,000,000)	(0)	(12,000,000)	
会場費支出	8,000,000	0	8,000,000	
式典・祝賀会運営費支出	4,000,000	0	4,000,000	
記念誌発行費支出	(4,000,000)	(0)	(4,000,000)	
企画制作費支出	1,000,000	0	1,000,000	
編集費支出	1,800,000	0	1,800,000	
印刷・配送費支出	1,200,000	0	1,200,000	
40周年委員会開催費支出	(3,000,000)	(0)	(3,000,000)	
全体会開催費支出	1,000,000	0	1,000,000	
担当委員会開催費支出	2,000,000	0	2,000,000	
事業活動支出計	19,000,000	0	19,000,000	
事業活動収支差額	0	0	0	
II 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
投資活動収入計	0	0	0	
2. 投資活動支出				
投資活動支出計	0	0	0	
投資活動収支差額	0	0	0	
III 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
財務活動収入計	0	0	0	
2. 財務活動支出				
財務活動支出計	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	
当期収支差額	0	0	0	
前期繰越収支差額	0	0	0	
次期繰越収支差額	0	0	0	

第5号議案 平成27年度第1次補正予算案

第1次補正予算書(案)

平成27年 4月 1日から平成28年 3月31日まで

一般会計

(単位：円)

科 目	補正前予算額	補正額	補正後予算額
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
基本財産運用収入	(30,000)	(0)	(30,000)
基本財産利息収入	30,000	0	30,000
入金収入	(400,000)	(0)	(400,000)
入金収入	400,000	0	400,000
会費収入	(120,000,000)	(0)	(120,000,000)
都道府県協会等会費収入	118,000,000	0	118,000,000
分野別専門部会費収入	2,000,000	0	2,000,000
雑収入	(20,000)	(0)	(20,000)
受取利息収入	10,000	0	10,000
雑収入	10,000	0	10,000
事業活動収入計	120,450,000	0	120,450,000
2. 事業活動支出			
会議運営費支出	(20,400,000)	(0)	(20,400,000)
総会運営費支出	1,300,000	0	1,300,000
役員会運営費支出	5,500,000	0	5,500,000
委員会運営費支出	3,300,000	0	3,300,000
事務担当者会議費支出	1,700,000	0	1,700,000
ブロック会議費支出	6,300,000	0	6,300,000
出張旅費支出	2,300,000	0	2,300,000
振興対策費支出	(4,300,000)	(0)	(4,300,000)
会議費支出	300,000	0	300,000
対策諸費支出	4,000,000	0	4,000,000
広報活動費支出	(4,300,000)	(0)	(4,300,000)
広報活動費支出	2,050,000	0	2,050,000
広報発行費支出	2,250,000	0	2,250,000
協会運営費支出	(27,190,000)	(0)	(27,190,000)
協会運営費支出	27,190,000	0	27,190,000
職業教育の日推進費支出	(1,700,000)	(0)	(1,700,000)
職業教育の日推進費支出	1,700,000	0	1,700,000
管理費支出	(60,700,000)	(0)	(60,700,000)
給料手当支出	38,500,000	0	38,500,000
退職金支出	10,000	0	10,000
法定福利費支出	6,400,000	0	6,400,000
福利厚生費支出	600,000	0	600,000
顧問料支出	2,060,000	0	2,060,000
雑給支出	2,000,000	0	2,000,000
交通費支出	850,000	0	850,000
通信費支出	400,000	0	400,000
新聞図書費支出	300,000	0	300,000
印刷費支出	260,000	0	260,000
消耗品費支出	600,000	0	600,000
光熱水費支出	500,000	0	500,000
家賃支出	4,770,000	0	4,770,000
公租公課支出	50,000	0	50,000
支払手数料支出	790,000	0	790,000
都道府県協会等交付金支出	2,360,000	0	2,360,000
雑支出	250,000	0	250,000
他会計への繰入支出	(19,000,000)	(0)	(19,000,000)
特別会計への繰入支出	19,000,000	0	19,000,000
事業活動支出計	137,590,000	0	137,590,000
事業活動収支差額	△ 17,140,000	0	△ 17,140,000

(単位：円)

科 目	補正前予算額	補正額	補正後予算額
II 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
特定預金取崩収入	(26,844,500)	(0)	(26,844,500)
退職給与特定預金振替収入	3,344,500	0	3,344,500
活性化対策特定預金取崩収入	9,500,000	0	9,500,000
40周年記念特定預金取崩収入	14,000,000	0	14,000,000
投資活動収入計	26,844,500	0	26,844,500
2. 投資活動支出			
特定預金支出	(7,594,500)	(0)	(7,594,500)
退職給与引当特定預金支出	4,250,000	0	4,250,000
退職給与引当特定預金振替支出	3,344,500	0	3,344,500
投資活動支出計	7,594,500	0	7,594,500
投資活動収支差額	19,250,000	0	19,250,000
III 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0
2. 財務活動支出			
財務活動支出計	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
IV 予備費支出	(2,000,000)	(0)	(2,000,000)
当期収支差額	110,000	0	110,000
前期繰越収支差額	56,892,947	10,349,037	67,241,984
次期繰越収支差額	57,002,947	10,349,037	67,351,984

第1次補正予算書(案)

平成27年 4月 1日から平成28年 3月31日まで

特別会計

(単位：円)

科 目	補正前予算額	補正額	補正後予算額
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
他会計からの繰入収入	(19,000,000)	(0)	(19,000,000)
一般会計からの繰入収入	19,000,000	0	19,000,000
事業活動収入計	19,000,000	0	19,000,000
2. 事業活動支出			
40周年記念式典・祝賀会費支出	(12,000,000)	(0)	(12,000,000)
会場費支出	8,000,000	0	8,000,000
式典・祝賀会運営費支出	4,000,000	0	4,000,000
記念誌発行費支出	(4,000,000)	(0)	(4,000,000)
企画制作費支出	1,000,000	0	1,000,000
編集費支出	1,800,000	0	1,800,000
印刷・配送費支出	1,200,000	0	1,200,000
40周年委員会開催費支出	(3,000,000)	(0)	(3,000,000)
全体会開催費支出	1,000,000	0	1,000,000
担当委員会開催費支出	2,000,000	0	2,000,000
事業活動支出計	19,000,000	0	19,000,000
事業活動収支差額	0	0	0
II 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
投資活動収入計	0	0	0
2. 投資活動支出			
投資活動支出計	0	0	0
投資活動収支差額	0	0	0
III 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0
2. 財務活動支出			
財務活動支出計	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
当期収支差額	0	0	0
前期繰越収支差額	0	0	0
次期繰越収支差額	0	0	0

第6号議案 役員就任年齢にかかる会則の一部改正等

組織委員会では、小林光俊会長からの諮問事項（重要課題のより一層の推進に資する役員のあり方について）について審議し、平成27年2月都道府県協会等に対して意見募集を行い、一定の方向性をとりまとめ、第120回理事会（平成27年2月26日）で報告を行った。報告では、役員就任年齢を改正すべきとの意見が過半数を占めたものの、具体的改正内容については意見が分かれたことを受け、「現在の規定のままでよい」もしくは「分からない」と回答した協会等に対して、改めて会則改正を行うことを前提として、改正内容についての調査を行った。2度の調査を踏まえ、会則の一部改正案並びに細則案をとりまとめ、第64回定例総会に提案することとなった。

以下の会則の一部改正案並びに細則案について審議願いたい。

- ・全専各連役員就任年齢（会則第16条）（※総会審議事項）
- ・会則第16条第2項における別に定める取扱いに関する規程（※理事会審議事項）

重要課題のより一層の推進に資する役員のあり方について（報告）

はじめに

平成 26 年 11 月、小林光俊会長から組織委員会に対して「重要課題のより一層の推進に資する役員のあり方について」諮問があり、5 年前の役員の就任年齢に関する会則改正の趣旨にも配慮する必要があることなどから、平成 27 年 2 月、都道府県協会等に対して意見募集を行い、その結果を第 120 回理事会（平成 27 年 2 月 26 日）において中間報告として公表した。中間報告では、役員就任年齢を改正すべきとの意見が過半数を占めたものの、具体的改正内容については意見が分かれたことを受け、「現在の規定のままでよい」もしくは「分からない」と回答した協会等に対して、改めて会則改正を行うことを前提として、改正内容についての調査を行った。2 度にわたる調査結果を踏まえ、組織委員会として会則の改正等について以下のように取りまとめたので報告する。

全専各連役員就任年齢にかかる会則の一部改正に向けて（案）

【改正の理由】

- 全専各連としての目標である「実践的な職業教育に特化した新たな高等教育機関の創設」に向け、より強力に運動を展開していく必要があること。
- 全専各連の組織運営が将来にわたって円滑に進行すること、また、専修学校・各種学校の発展に寄与していく必要があること。

【規定改正の方向性】

- 平成 21 年 6 月の全専各連総会における「役員・代議員の就任年齢に係る会則及び施行細則の一部改正」の経緯を考慮した上で規定の見直しを行うこと。
- 役員就任（補欠又は増員による役員就任を含む。）時の年齢は、就任年度 4 月 1 日時点で満 70 歳以下とする現行会則（会則第 16 条第 1 項）を基本とすること。
- 現職の会長のみ一期に限り再任を認めること。

【改正案のポイント】

◎役員就任年齢について

○役員就任時の年齢は、就任年度4月1日時点で満70歳以下となっているが、任期中に満71歳に達した現職の会長に限り、1期のみ任期を延長して役員に就任することができること。

◎理事としての身分について

○全専各連の会長は、「理事の中から総会において選任する」（会則第15条第1項）とされ、また、理事は「都道府県協会等に所属する会員の中から都道府県協会等が推薦する者」（同第4項）で構成されることから、就任年齢の規定に達した現任の会長が、引き続き会長として選任されようとするときは、都道府県協会等から理事としての推薦を受けるものとする。

ただし、会長選任にあたって、他の者が会長に選任された場合は、就任年齢の規定に達した者は理事としての身分を喪失するものとする。

なお、その他については会則、会則施行細則の通りとする。

【附帯事項】

○昨今都道府県協会等においては、会員校数の減少や学校長・設置者の高齢化等により役員交代が難しいこと、全専各連の役員はその都道府県協会等からの推薦によって成り立っていることから、将来的な組織のあり方・組織改革（役員就任年齢のあり方等）について今後も継続して検討を行う必要があること。

○組織の永続性や、事業継承の円滑化という観点から、次世代の育成について、組織的・計画的な取り組みが必要であり、具体的方策を検討する必要がある。

※組織委員会が都道府県協会等に対して実施した2回の調査結果は次の通り。

「全専各連役員就任年齢にかかる会則の一部改正」に関する調査について

【第1回・第2回調査】集計結果

小林光俊会長から組織委員会に対して「重要課題のより一層の推進に資する役員のあり方について」諮問があり、組織委員会ではこれまでの会則改正の趣旨にも配慮する必要があることから、平成27年2月、都道府県協会等に対して意見募集を行い、その結果を第120回理事会（平成27年2月26日）において中間報告として公表した。中間報告では、役員就任年齢を改正すべきとの意見が過半数を占めたものの、具体的改正内容については意見が分かれたことから、第1回目の調査において「現在の規定のままでよい」もしくは「分からない」と回答した協会等に対して、改めて会則改正を行うことを前提として、改正内容についての調査を行った。2度にわたる調査結果を集計した結果、「役員の就任年齢は現行の規定（満70才以下）のまま、現職の会長のみ一期に限り再任を認める案」が過半数（24団体）を占める結果となった。

役員就任年齢について

- ①役員の就任年齢を70歳から75歳に変更する案＝18団体（38.3%）

- ②役員の就任年齢は現行の規定（満70才以下）のまま、現職の会長のみ一期に限り、再任を認める案＝24団体（51.1%）

- ③各都道府県協会からの推薦理事について、初めて推薦する理事以外は一期に限り、推薦を延長することを認める案＝5団体（10.6%）

◀ 第1回調査 ▶

「重要課題のより一層の推進に資する役員の就任年齢のあり方について」 組織委員会審議結果に関する調査 調査結果（概要）について

意見募集実施日：平成27年2月9日（月）～2月13日（金）

意見提出方法：電子メール、ファックス

回答答票提出状況

回答あり＝47団体

1. 役員就任年齢について

- ① 現在の規定（満70歳以下）でよい＝17団体（36.2%）
- ② 改正すべきである＝26団体（55.3%）
- ③ 分からない、その他＝4団体（8.5%）

2. 役員就任年齢について上記②を選択した団体への質問

- ① 現在の規定（満70歳以下）を75歳以下に変更する案＝14団体（53.8%）
- ② 現職の会長のみ一期に限り再任を認める案＝10団体（38.5%）
- ③ 各都道府県協会からの推薦理事について、初めて推薦する理事以外は一期に限り、推薦を延長することを認める案＝2団体（7.7%）

3. 意見等自由記述欄 ※質問1の回答番号順で、かつ県番号順に記載

- 5年前の現在の規定への変更理由については、現段階であっても妥当性があると判断する。
- このような問題がなぜ提起されたかが疑問である。
- 当協会も全専各連の現行案に準じる。
- 一義的には年齢制限を設ける必要がないと思料します。あえて年齢制限を設ける場合は「概ね75歳以下」とする文言がよろしいと思料します。
- 本県においては会員の高齢化が進み、「75歳まで」に変更してもいずれ近い将来役員を全専各連に送ることができなくなる可能性が高いことを懸念している。
- 少子化と競争により学校経営が厳しくなっているため後継者が継承しない状態が、各所に出ている。今後ますます地方は高齢化役員が続投の可能性大である。企業経営とはまったく違う視点である。
- 職業教育の高度化が望まれる社会において、専修学校各種学校のリーダーとして活躍していただくには、専門学校の実態を熟知し、学識経験及び業界、学会、官界、政界等に幅広い人脈を持つ人も必要と思われる。従って、年齢構成は幅広くバランスを取ることが必要。但し、在任期間は年齢に関係なく一定の制限を設けることが望ましい。

- 会員数が年々減少していく脆弱な団体の中であって、役員健康上の問題もあり、会長職の交代がスムーズにできない現状である。また、次世代の若いリーダーもまだ十分に団体の組織運営となると重荷に感ずるようで、育成するのに時間を要する実態にあります。
- 実年齢による規定ではなく、健康上支障があり、判断能力・実行能力などの欠如により役員の任務に堪え得ない状態に陥った場合、就任資格なしとします。75歳とされてもその人によって状態は様々なので一概には言えない。前後2歳の幅をもたせて弾力的に運用されたい。
- 当協会におきましては、加盟校が31校と非常に少ないうえに、各校後継者が見当たらないという現状になっております。また、校長、設置者の高齢化している状況において役員も同じ状況です。したがって就任年齢を引き上げていただきたくお願いいたします。
- 今の会長をぜひ再任して頂きたい。
- 安易に70歳を75歳にすることは、平成20年度の改正の趣旨に反する。ただし、地方等の状況などを考えると、若干の延長もやむを得ない。
- 前回の改正の経過については良く理解できたが、それとの関係で(前の改正理由が年齢の若返り、文科省の指導方針だとすれば)今回の改正案がそれに逆行するものなのかが判らない。ただ、年々役員責任が自覚されるようになった中で、なり手不足を考えると、改正等の対応も理解できる。県レベルでは年齢制限を全専各連及び県の審査会と同じ原則70歳に合わせ、浸透していて現状問題はない。なお、全専各連が変更すれば当県協会も検討していくことになると思う。

◀ 第2回調査 ▶

「全専各連役員就任年齢にかかる会則の一部改正」に関する調査について

意見募集実施日：平成27年3月24日（火）～4月10日（金）

意見提出方法：電子メール、ファックス

回答答票提出状況

回答あり＝21団体

1. 役員就任年齢について

- ① 役員の就任年齢を70歳から75歳に変更する案＝4団体（19.0%）
- ② 役員の就任年齢は現行の規定（満70才以下）のまま、現職の会長のみ一期に限り、再任を認める案＝14団体（66.7%）
- ③ 各都道府県協会からの推薦理事について、初めて推薦する理事以外は一期に限り、推薦を延長することを認める案＝3団体（14.3%）

2. 意見等自由記述欄

- 各県の会長については規定しているものではなく、必要であれば別途理事を出す、という現行制度が望ましい。全国での人財が脈々といらっしやる中で、世代交代が不可欠であり、このことが活性化になる、と考えます。しかし、必要があるなら会長のみとし、かつ今回適用するかどうかは選挙も必要でしょう。③は定年の変更・延長と同意となるため、得策とは考えられません。
- 現行制度は当時の問題を解決するために、時間をかけて決定したものであり、安易に変更すべきではない。今回は特例として、小林会長のみ延期するのはやむを得ない。もし、会則を大きく改正するのであれば、もっと時間をかけて議論すべきである。
- 現行のままでも良いのですが、知恵の多い方を考えると年齢を上げて良いのではと思います。
- 前回改正の趣旨に賛同するので、改正の必要はないと考える。

<現行会則と改正会則案との比較>

※下記グレー部分は現行会則と変更なし

現行 会則	改正 会則 (案)
<p>(役員の選任)</p> <p>第 15 条 会長は、この会の理事の中から総会において選任する。</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 理事は、都道府県協会等に所属する会員の中から都道府県協会等が推薦する者(第 16 条第 1 項の年齢要件を満たす者に限る。)とし、会員校数が 100 校に満たない都道府県協会等にあつては 1 名、会員校数が 100 校を超える都道府県協会等にあつては、100 校につき 1 名及びその端数につき 1 名を加算する数の理事を選出する。なお、この外に、会長が理事 5 名以内を指名することができる。</p> <p>5 略</p> <p>6 略</p> <p>7 略</p>	<p>(役員の選任)</p>
<p>(役員の就任年齢及び任期)</p> <p>第 16 条 役員就任(補欠又は増員による役員就任を含む。)時の年齢は、就任年度 4 月 1 日時点で満 70 歳以下とし、任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。</p> <p>3 役員はその任期が満了しても、後任者が決定するまでは、なお職務を行う。</p> <p>4 本条第 1 項の規定にかかわらず、第 15 条第 6 項に定める、会員以外の監事候補者については、就任時の年齢を特に定めない。</p>	<p>(役員の就任年齢及び任期)</p> <p>第 16 条 役員就任(補欠又は増員による役員就任、再任の場合を含む。)時の年齢は、就任年度 4 月 1 日時点で満 70 歳以下とし、任期は 2 年とする。</p> <p><u>2 前項の規定に関わらず、会長が再任される場合の役員就任時の年齢については別に定める取扱いによることができる。</u></p> <p>3 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。</p> <p>4 役員はその任期が満了しても、後任者が決定するまでは、なお職務を行う。</p> <p>5 本条第 1 項の規定にかかわらず、第 15 条第 6 項に定める、会員以外の監事候補者については、就任時の年齢を特に定めない。</p>

全国専修学校各種学校総連合会（全専各連）

会則第16条第2項における別に定める取扱いに関する規程

（目 的）

第1条 この規程は、全専各連会則（以下、「会則」という。）第16条第2項における会長が再任される場合の役員就任時の年齢について別に定める取扱いを規定することを目的とする。

（現職の会長における役員就任年齢の取扱い）

第2条 任期中に満71歳に達した現職の会長（以下、「現会長」という。）は、会則第16条第1項の規定に関わらず同条同項に定める任期1期に限り会長（以下、「次期会長」という。）に再任されることができる。

（手 続）

第3条 現会長は、前条の規定により次期会長として再任されようとするときは会則第15条第4項（なお書きの規定を除く。）に定める理事（以下、「理事」という。）に就任することができる。

2 現会長は、前条の規定により次期会長に再任されようとするときは、次の会則及び会則施行細則に定める選任の手続きを経なければならない。

- ① 選任は会則第15条第1項
- ② 会長候補者としての立候補は会則施行細則第7条ないし第9条

（地 位）

第4条 現会長は、次期会長として再任されなかったときは、直ちに理事の職を失うものとする。

2 前項の規定により現会長が理事の職を失ったときは、理事として現会長を推薦した都道府県協会等は、会則第15条第4項の規定により別の理事を推薦するものとする。

附 則

1 この規程は平成27年6月17日（全専各連第64回定例総会、第121回理事会において承認）から施行する。

第7号議案 全専各連「職業実践専門課程」指針について（理事会審議事項）

